

## 基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と質の向上

### 施策の方向1 介護保険制度に関する情報提供の充実

3年ごとに改正される介護保険制度について、市民に理解し、活用してもらえるよう、内容の周知を図るとともに、要介護認定やサービス内容に対する相談や苦情への適切な対応ができるよう、総合的に相談に応じられる体制整備や、県や介護認定調査員等と市が連携するなど対応措置の充実に努めます。

#### 施策(1) 介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めてもらうことが重要です。

広報紙やパンフレット等を活用して、市民が介護保険制度や介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

また、市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障がい者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して総合的に相談に応じ、充実に努めます。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通じる職員の養成や必要な情報の共有に努めます。

#### 施策(2) 各種相談・苦情等への対応

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所や地域包括支援センターにおいて、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、介護認定調査員等と連絡調整し、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

#### 施策(3) 県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立については、茨城県介護保険審査会と、また、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、茨城県国民健康保険団体連合会と連携を取りながら、適切な対応に努めます。

さらに、窓口に寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例についても、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

## 施策の方向2 介護サービスの質の向上

介護サービスが円滑かつ適正に提供されるよう、介護サービス提供事業所への介護保険制度やサービス内容等に関する情報を共有するとともに、事業所の質の向上に向けた各種研修の実施等を推進します。

### 施策(1) 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています（都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します）。

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民に最も近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口や地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

### 施策(2) サービスの質の向上

介護サービス事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

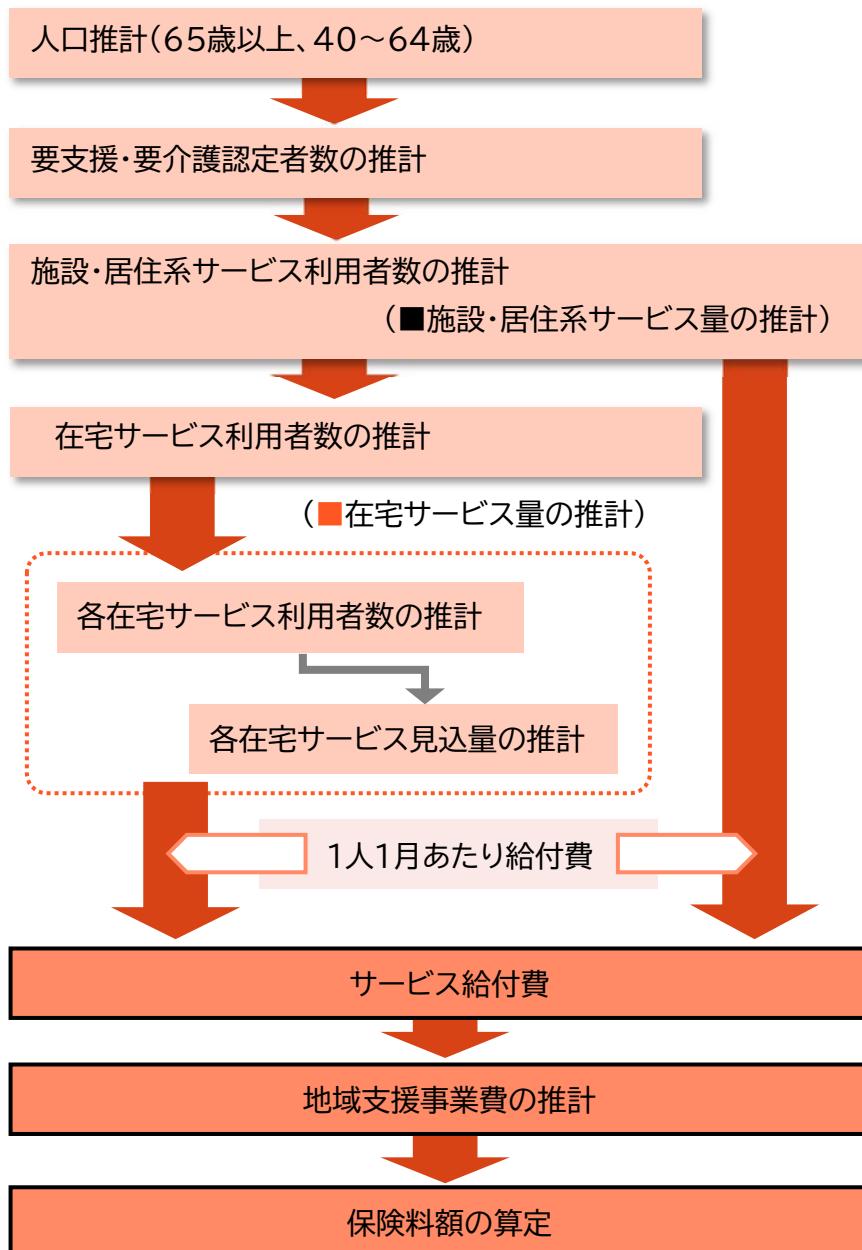
さらに、事業所向けの研修を実施し、ケアプラン作成の参考となる資料など、介護保険制度に関する様々な情報を事業者に提供・周知し、介護保険の適正な運営を推進します。

### 施策の方向3 介護保険事業量及び事業費の見込みと確保の方策

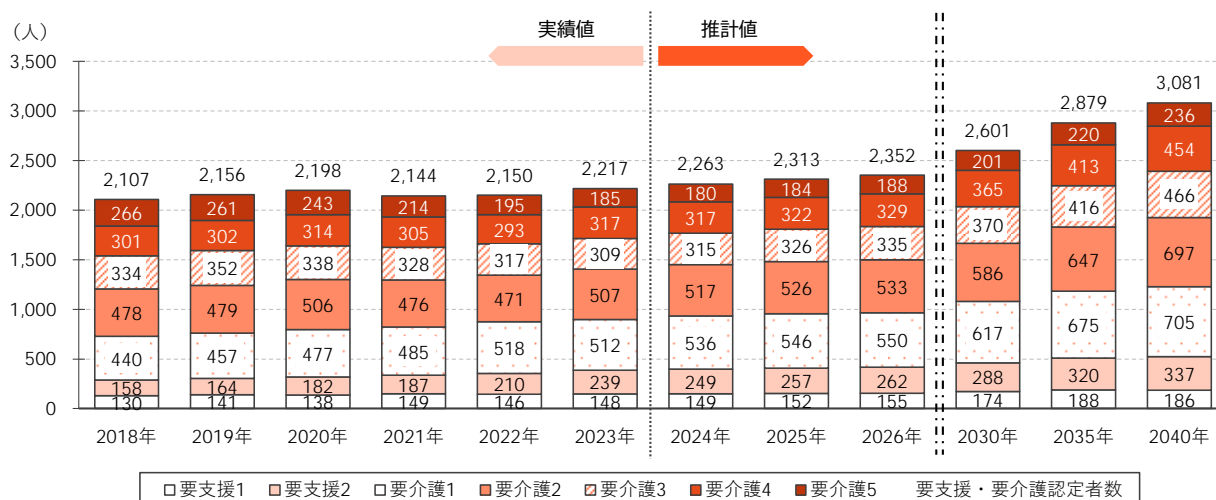
第9期計画における介護保険事業の提供量及び事業費の見込みについて、第8期計画の実績や「見える化」システムによる推計を基に、適切な数値を算定し、その提供のための確保の方策を設定して介護保険サービスニーズに対応できる体制を整備します。

介護(予防)サービス事業量の見込みは、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第8期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込み等を勘案して推計しました。

#### ■介護保険事業費の推計手順



■小美玉市の要支援・要介護度別認定者数の推移・推計（再掲）



	第8期			第9期			中・長期推計		
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2035年	2040年
要支援1	149人	146人	148人	149人	152人	155人	174人	188人	186人
要支援2	187人	210人	239人	249人	257人	262人	288人	320人	337人
要介護1	485人	518人	512人	536人	546人	550人	617人	675人	705人
要介護2	476人	471人	507人	517人	526人	533人	586人	647人	697人
要介護3	328人	317人	309人	315人	326人	335人	370人	416人	466人
要介護4	305人	293人	317人	317人	322人	329人	365人	413人	454人
要介護5	214人	195人	185人	180人	184人	188人	201人	220人	236人
合計	2,144人	2,150人	2,217人	2,263人	2,313人	2,352人	2,601人	2,879人	3,081人

【資料】2018～2023年は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）  
2024年以降は「見える化」システムによる推計

## 施策(1) サービス事業量の実績と見込み、確保の方策

第9期計画における介護給付及び予防給付別のサービスごとの事業量の実績と見込み、計画値、確保の方策を設定しました。

### ■介護保険サービスの体系

給付の種類	サービス類型	サービス名
1. 介護給付	【1】居宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護(特別養護老人ホーム) ⑨短期入所療養介護(介護老人保健施設) ⑩短期入所療養介護(病院等) ⑪短期入所療養介護(介護医療院) ⑫福祉用具貸与 ⑬特定福祉用具購入費 ⑭住宅改修費 ⑮特定施設入居者生活介護
	【2】地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護
	【3】施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設
	【4】居宅介護支援	
2. 予防給付	【1】介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護(特別養護老人ホーム) ⑦介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) ⑧介護予防短期入所療養介護(病院等) ⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院) ⑩介護予防福祉用具貸与 ⑪特定介護予防福祉用具購入費 ⑫介護予防住宅改修費 ⑬介護予防特定施設入居者生活介護
	【2】地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
	【3】介護予防支援	
3. 市町村特別給付	【1】紙おむつ等支給サービス	

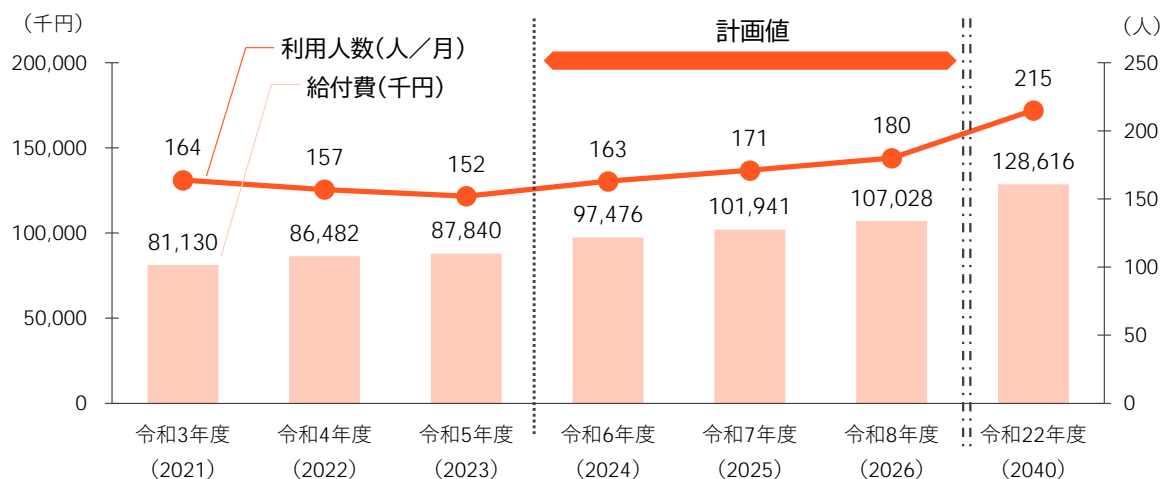
## 1. 介護給付

### 【1】居宅サービス

#### ①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	81,130	86,482	87,840	97,476	101,941	107,028	128,616
利用者数(人/月)	164	157	152	163	171	180	215

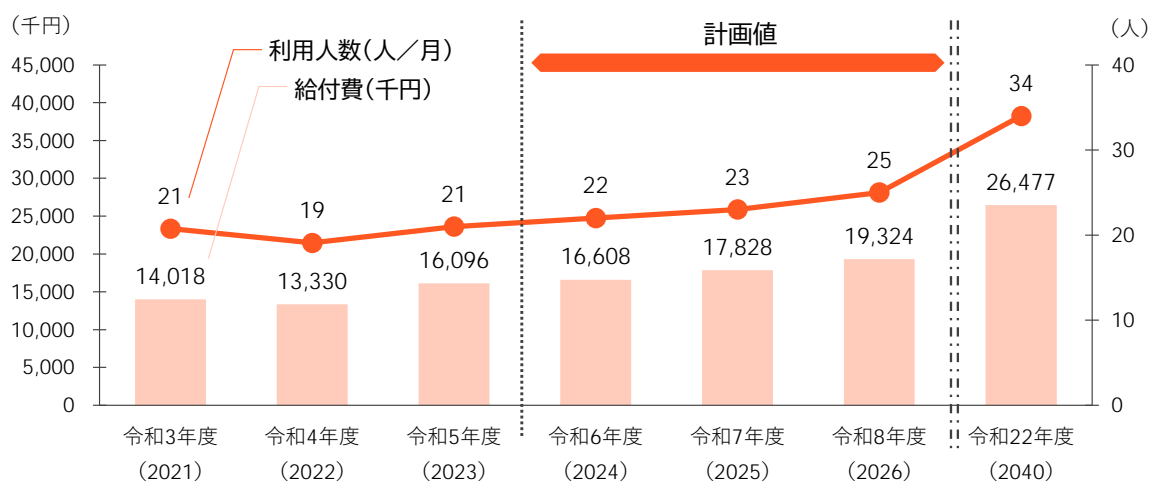
#### ■サービス提供量確保のための方策

高齢化の延伸や世帯構成の変化により、利用者の増加が推測されるため、ヘルパー人員の確保などの方策を検討していきます。

## ②訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	14,018	13,330	16,096	16,608	17,828	19,324	26,477
利用者数(人/月)	21	19	21	22	23	25	34

### ■サービス提供量確保のための方策

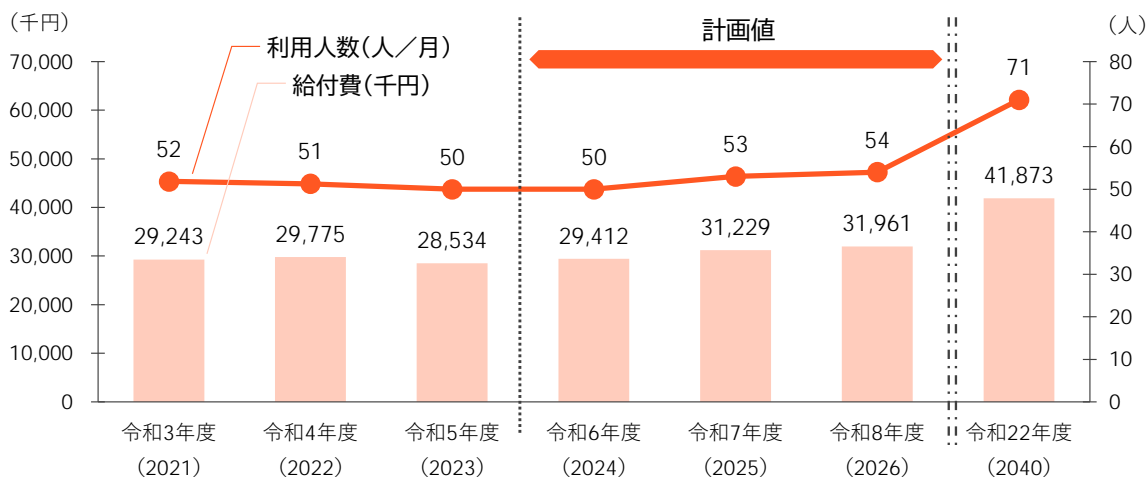
サービスの特性上、介護度が重度化するほど利用率が高い傾向にありますが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数のバランスを考慮して、提供量の確保を見込みました。

また、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

### ③訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	29,243	29,775	28,534	29,412	31,229	31,961	41,873
利用者数(人/月)	52	51	50	50	53	54	71

#### ■サービス提供量確保のための方策

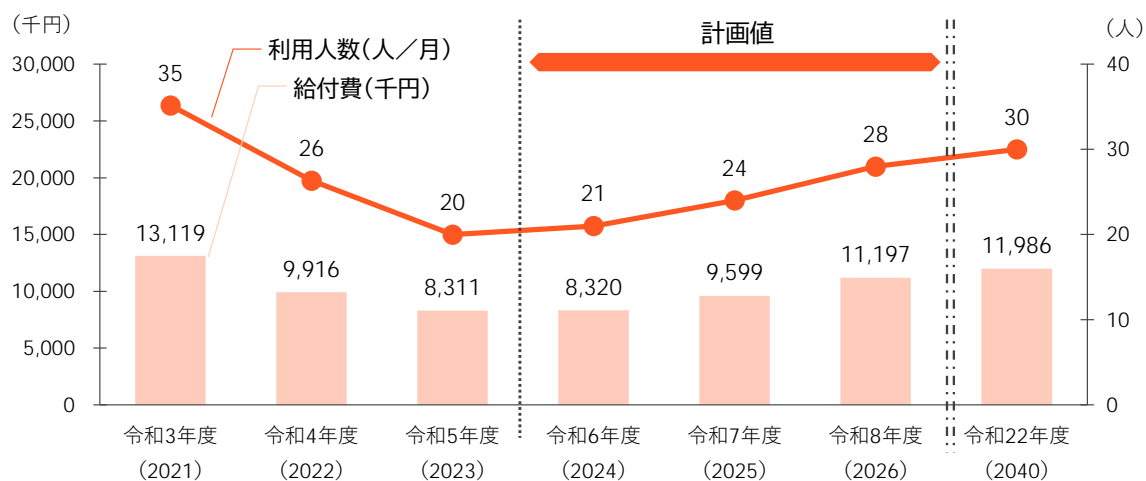
在宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。



#### ④訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するために、必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を行います。

##### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	13,119	9,916	8,311	8,320	9,599	11,197	11,986
利用者数(人/月)	35	26	20	21	24	28	30

##### ■サービス提供量確保のための方策

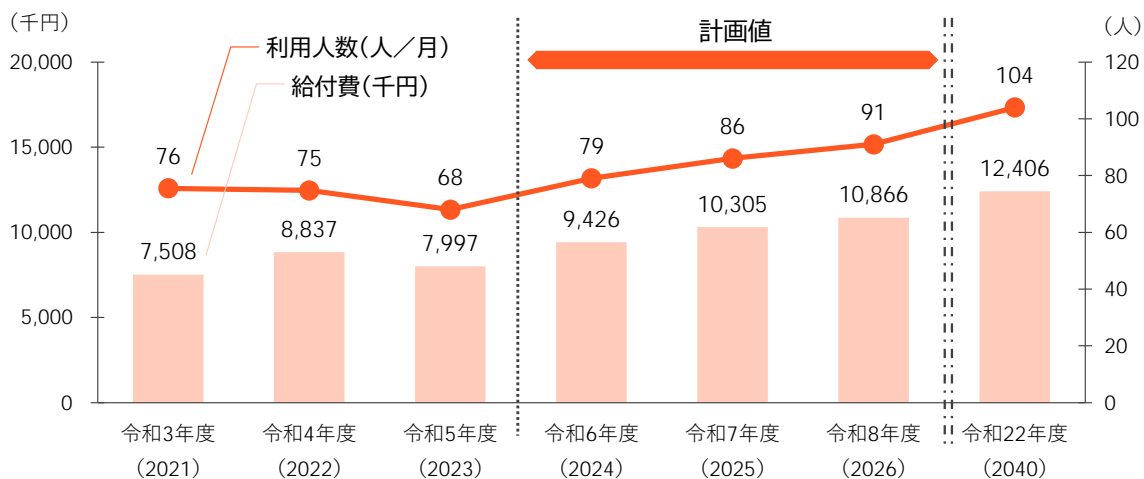
病院等からの退院後、利用者の療養状況に応じて、機能回復訓練等のリハビリが必要な方にサービスを提供するため、医療との連携が必要となってきます。

サービスの利用量は減少傾向にありますが、リハビリテーションは介護度の重度化防止の対処として非常に重要であるため、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	7,508	8,837	7,997	9,426	10,305	10,866	12,406
利用者数 (人/月)	76	75	68	79	86	91	104

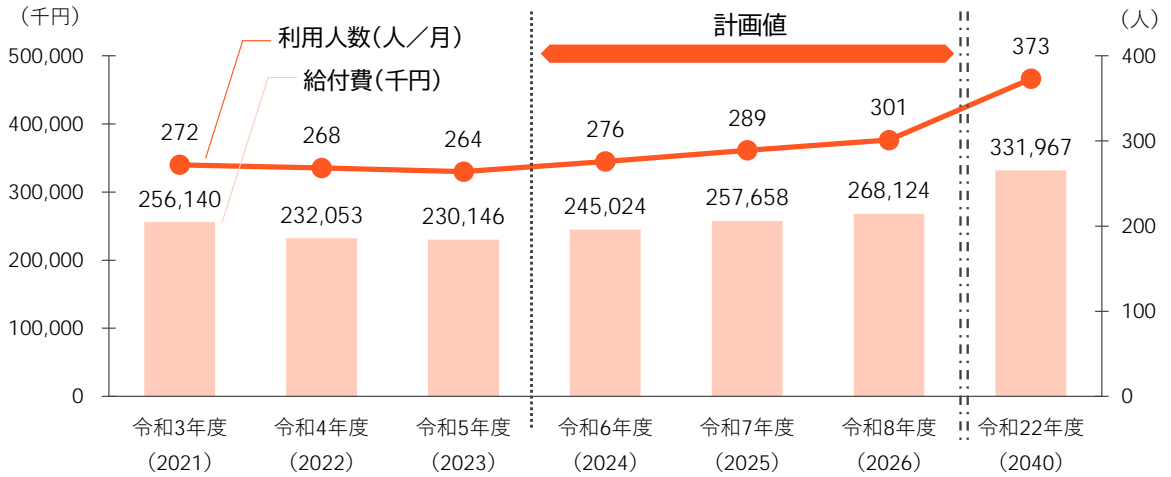
■サービス提供量確保のための方策

重度の要介護者の増加とともに、利用も伸びる傾向があります。在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上をめざして医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

⑥通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能回復訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	256,140	232,053	230,146	245,024	257,658	268,124	331,967
利用者数 (人/月)	272	268	264	276	289	301	373

■サービス提供量確保のための方策

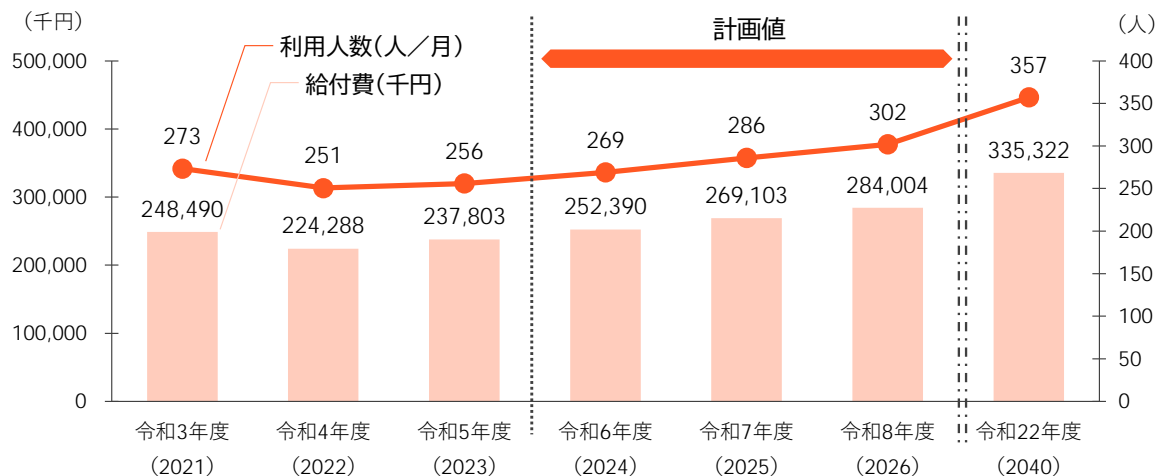
ほかの在宅サービスに比べて利用の多いサービスですが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数とのバランスや地域性に配慮しつつ、提供量を確保します。

また、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

⑦通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	248,490	224,288	237,803	252,390	269,103	284,004	335,322
利用者数(人/月)	273	251	256	269	286	302	357

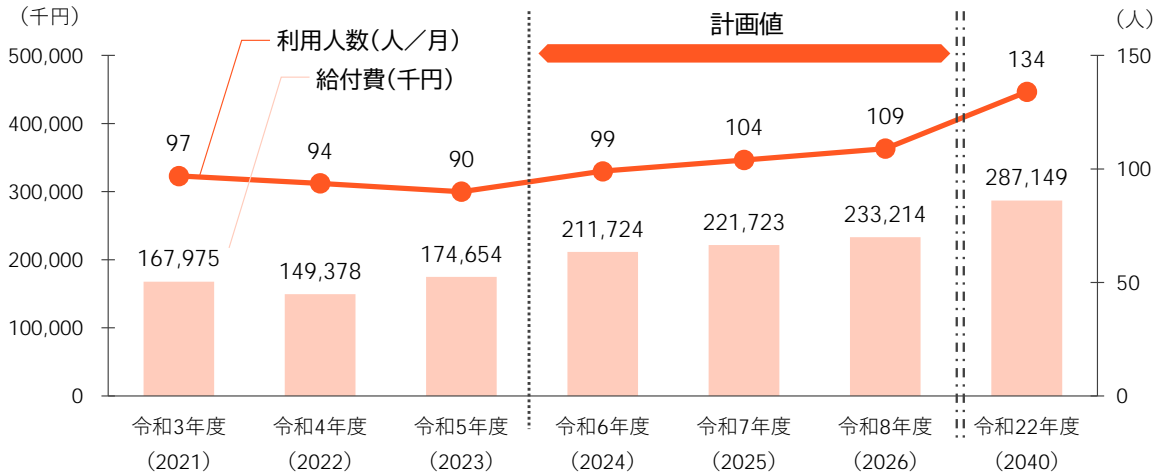
■サービス提供量確保のための方策

今後も利用が増えると思込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

⑧短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	167,975	149,378	174,654	211,724	221,723	233,214	287,149
利用者数(人/月)	97	94	90	99	104	109	134

■サービス提供量確保のための方策

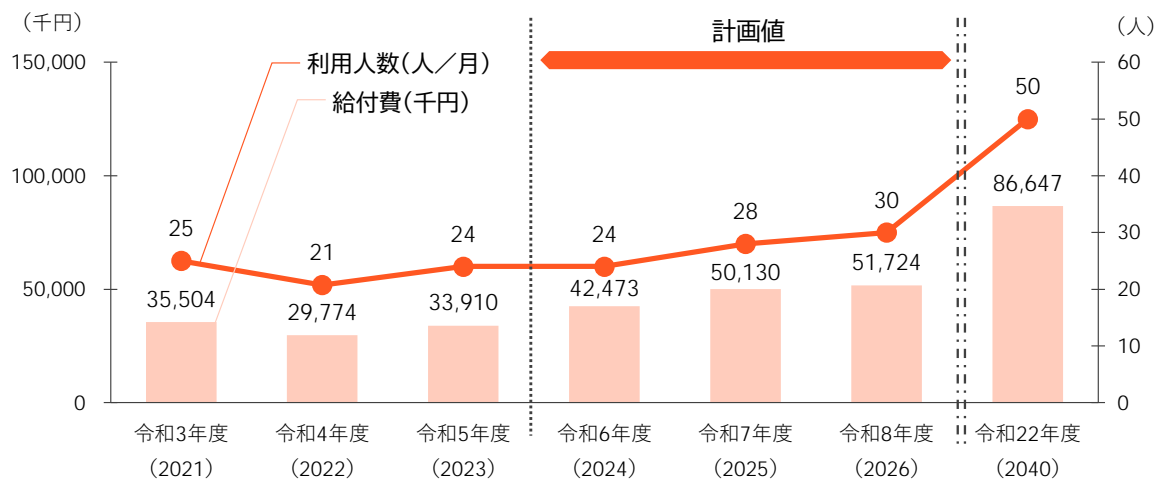
第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

また、長期間の滞在者に対しては、短期入所生活介護以外の各居宅サービスとの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)と検討していきます。

⑨短期入所療養介護(介護老人保健施設)

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能回復訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	35,504	29,774	33,910	42,473	50,130	51,724	86,647
利用者数(人/月)	25	21	24	24	28	30	50

■ サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

### ⑩短期入所療養介護(病院等)

在宅の要介護者等が、介護療養型医療施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

第8期計画期間中の実績において、令和5年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に介護医療院に転換されることから、提供量は見込んでいません。

### ⑪短期入所療養介護(介護医療院)

在宅の要介護者等が、介護医療院に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能回復訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑫福祉用具貸与

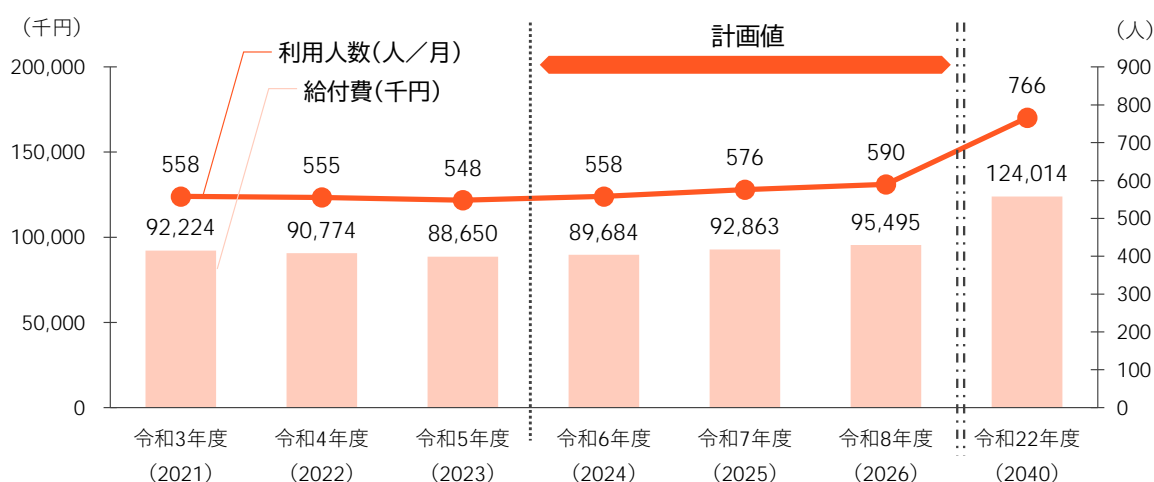
心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能回復訓練を目的とした福祉用具(車いすやベッド等)の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記のとおりです。

【レンタルできる福祉用具の種類】

- 車いす
- 車いす附属品
- 特殊寝台(介護用ベッド)
- 特殊寝台附属品
- じょくそう予防用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助杖
- 認知症高齢者徘徊感知器
- 移動用リフト

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	92,224	90,774	88,650	89,684	92,863	95,495	124,014
利用者数(人/月)	558	555	548	558	576	590	766

■サービス提供量確保のための方策

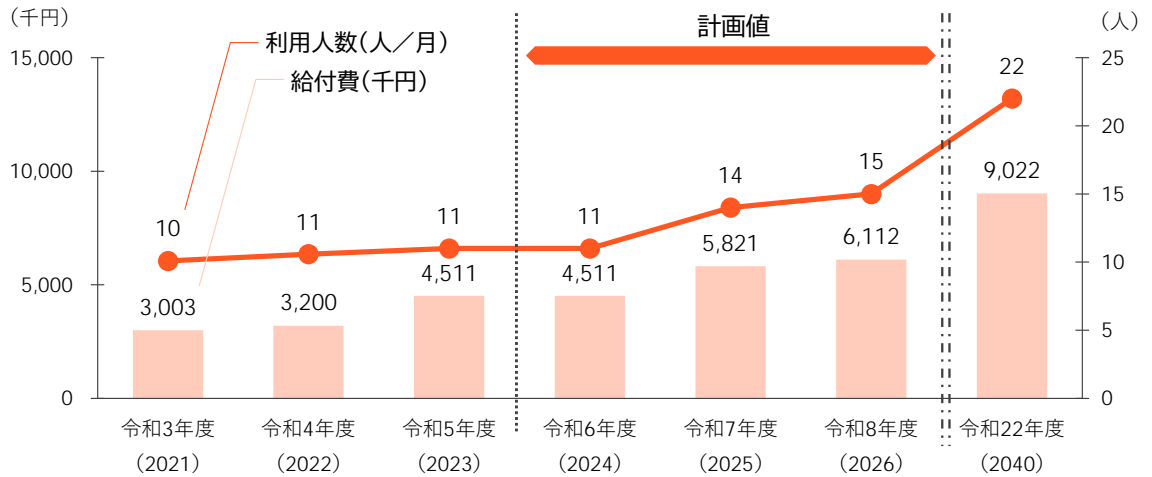
中度及び重度認定者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であり、今後も利用が増える見込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。



⑬特定福祉用具購入費

在宅の要介護者等へ、貸与になじまない入浴または排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	3,003	3,200	4,511	4,511	5,821	6,112	9,022
利用者数 (人/月)	10	11	11	11	14	15	22

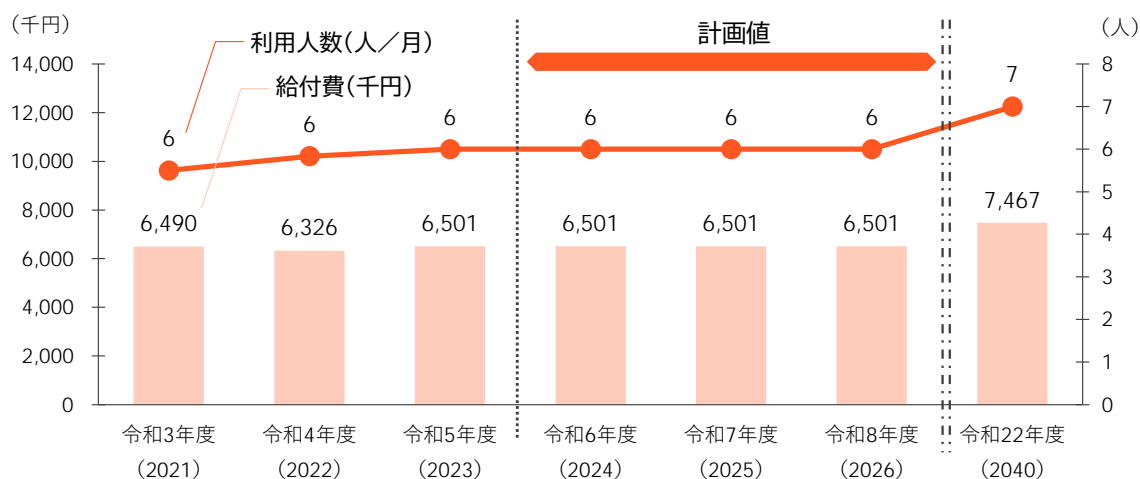
■サービス提供量確保のための方策

このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正なサービスの利用を図っていきます。

⑭住宅改修費

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	6,490	6,326	6,501	6,501	6,501	6,501	7,467
利用者数 (人/月)	6	6	6	6	6	6	7

■サービス提供量確保のための方策

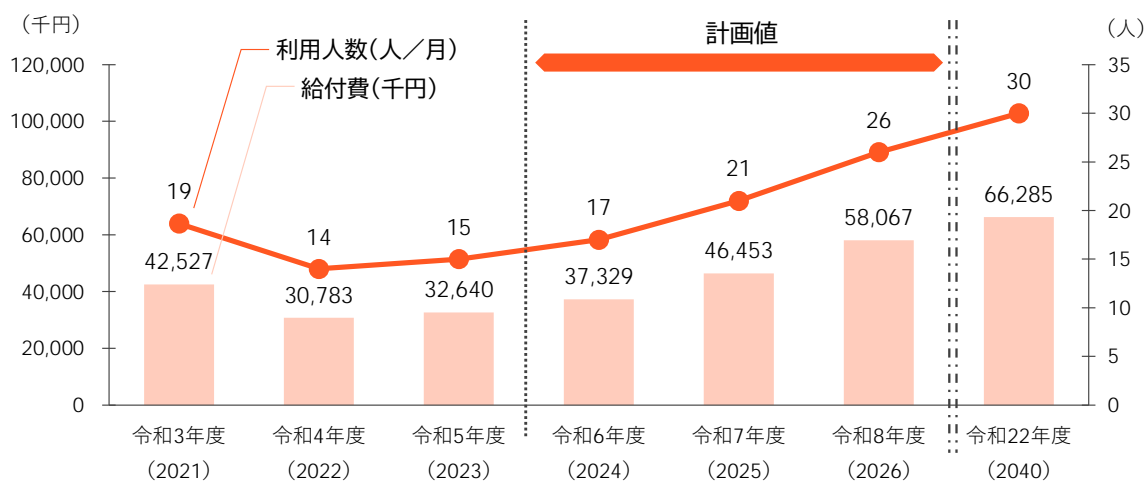
このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量は横ばいで推移するものと見込みました。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

⑮特定施設入居者生活介護

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能回復訓練、療養上の世話を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	42,527	30,783	32,640	37,329	46,453	58,067	66,285
利用者数 (人/月)	19	14	15	17	21	26	30

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画では、増加傾向で推移していく予測でしたが、実際には減少傾向で推移しています。しかし、高齢者が増加していく中で、ニーズがこれ以上低くなることは考えにくいことから、令和5(2023)年度の数値を横ばいで推移していくものとします。

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

## 【2】地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度認定者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら、整備を検討するものとします。また、近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れ対応を検討していきます。

### ②夜間対応型訪問介護

「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあり、「定期巡回」は介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等が夜間定期的に自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除などの生活援助を行います。

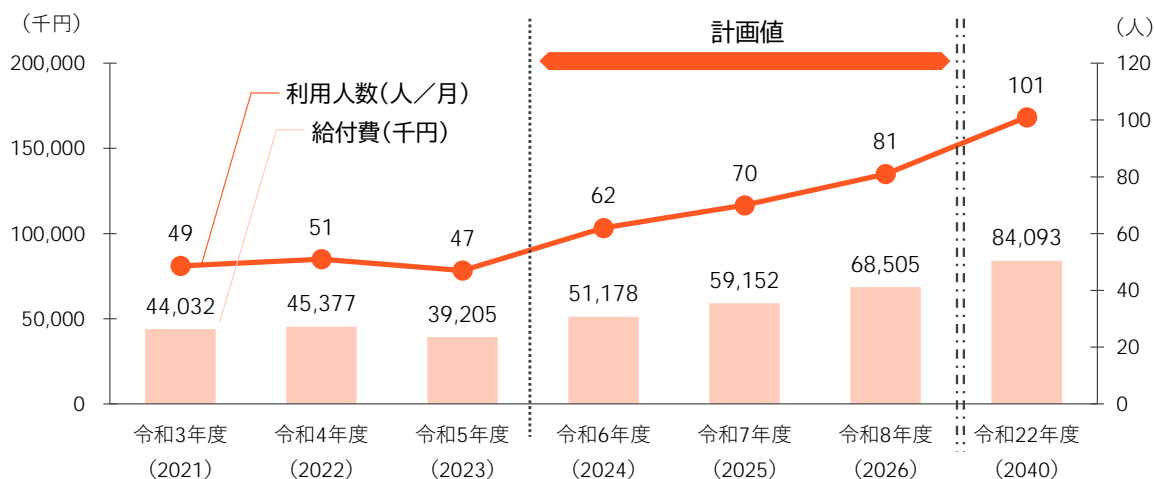
また、「随時対応」は、ベッドから転落して自力で起き上がれない時や夜間に急に体調が悪くなった時などに、訪問介護員（ホームヘルパー）を呼んで介助を受けたり、救急車の手配などのサービスを受けることができるなど、医療ニーズが高い高齢者にも対応できますが、厚生労働省の想定では事業規模が人口規模20～30万人で、300～400人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況です。

利用者のニーズや市内の参入事業者、近隣市町の参入事業者の動向を継続的に把握しながら、基盤整備に向けて近隣市町とともに検討していきます。

### ③地域密着型通所介護

利用定員数が18人以下の小規模な通所事業所で、在宅の要介護者等が、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能回復訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	44,032	45,377	39,205	51,178	59,152	68,505	84,093
利用者数 (人/月)	49	51	47	62	70	81	101

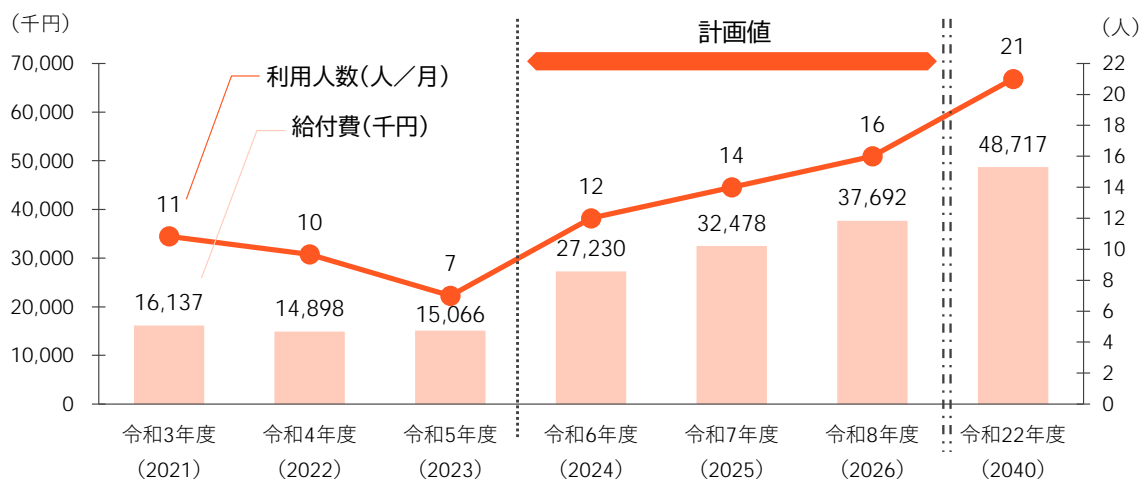
#### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画では、増加傾向で推移していく予測でしたが、実際には利用者数は50人前後でほぼ横ばいで推移しています。今後も一定数の利用者を見込み、令和5(2023)年度の数値を横ばいで推移していくものとします。

④認知症対応型通所介護

認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	16,137	14,898	15,066	27,230	32,478	37,692	48,717
利用者数 (人/月)	11	10	7	12	14	16	21

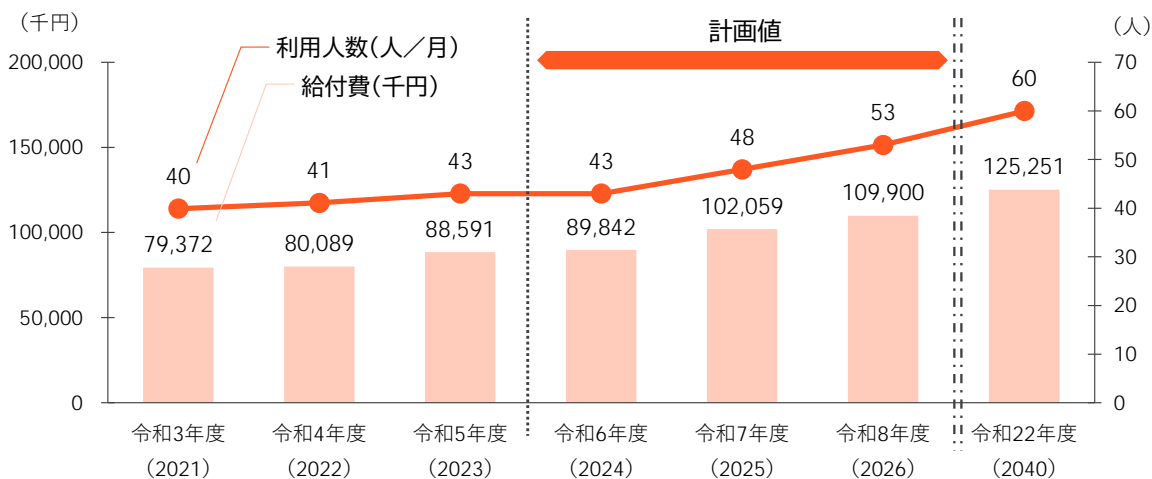
■サービス提供量確保のための方策

利用者数の減少傾向がみられますが、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されることから、人数及び実態を把握しながら事業を進めます。

⑤小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	79,372	80,089	88,591	89,842	102,059	109,900	125,251
利用者数(人/月)	40	41	43	43	48	53	60

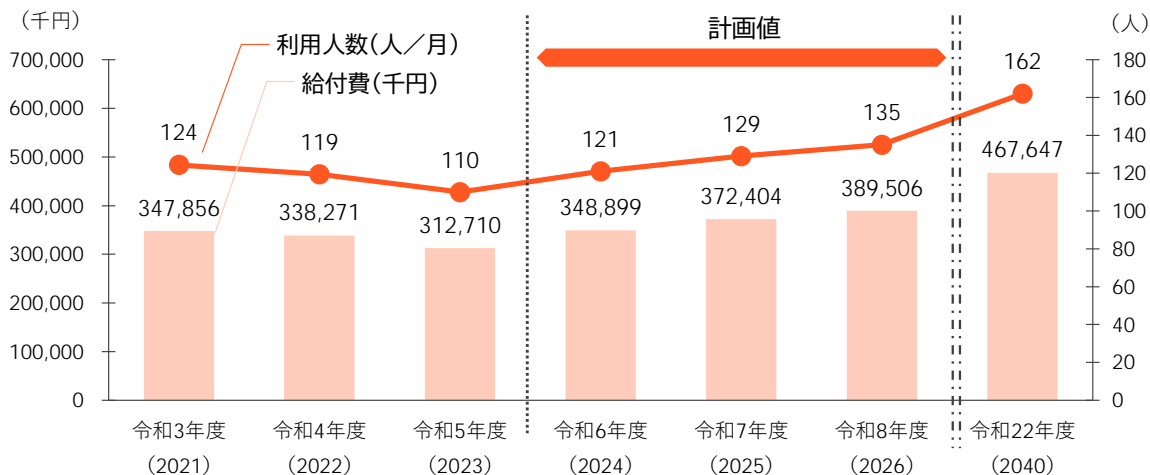
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸び、将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

⑥認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	347,856	338,271	312,710	348,899	372,404	389,506	467,647
利用者数 (人/月)	124	119	110	121	129	135	162

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されていることから、人数及び実態を把握しながら事業を進めます。



⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

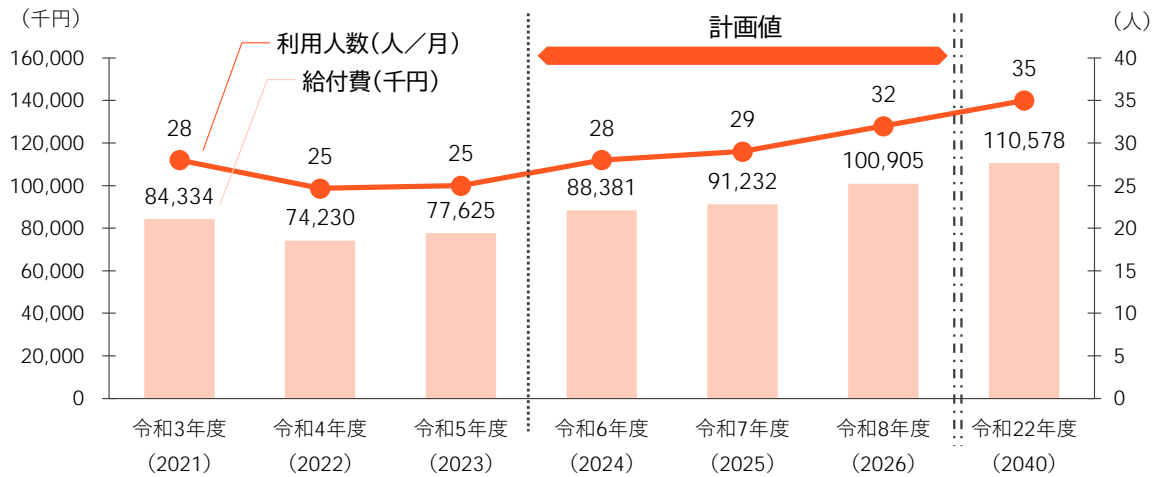
特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）の定員29人以下の規模のもので、食事、入浴、排せつなどの介護等を中心に行うサービスです。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第8期計画期間の最終年度（令和5年度）における必要利用定員総数についても、利用者なしと見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下（29人以下）の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	84,334	74,230	77,625	88,381	91,232	100,905	110,578
利用者数 (人/月)	28	25	25	28	29	32	35

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、適正な提供量の確保を図ります。

**⑨看護小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせで一体的に提供するサービスです。  
引き続き、利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら整備を検討するものとします。

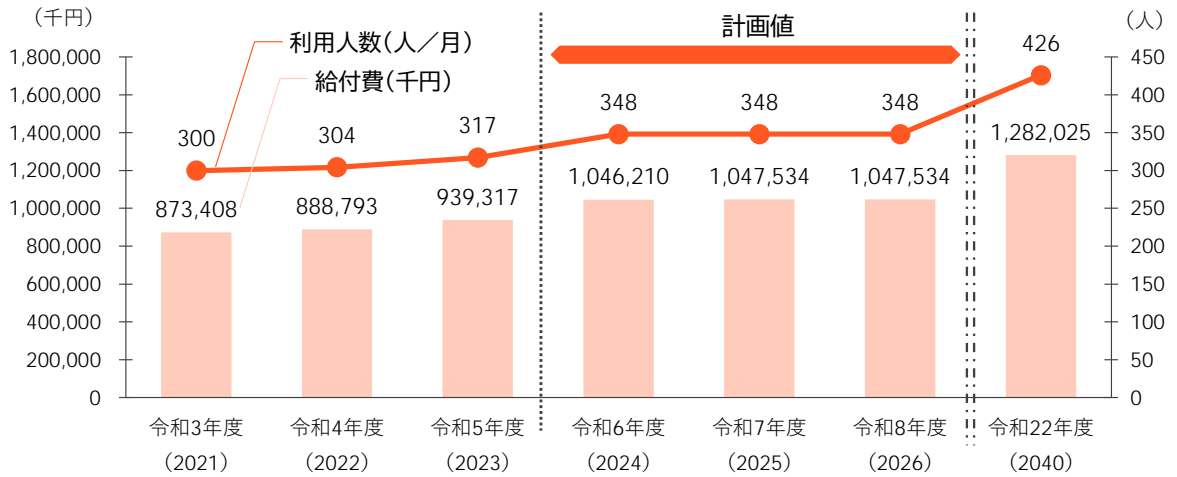
【3】施設サービス

①介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。

介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活の世話、機能回復訓練、健康管理などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	873,408	888,793	939,317	1,046,210	1,047,534	1,047,534	1,282,025
利用者数 (人/月)	300	304	317	348	348	348	426

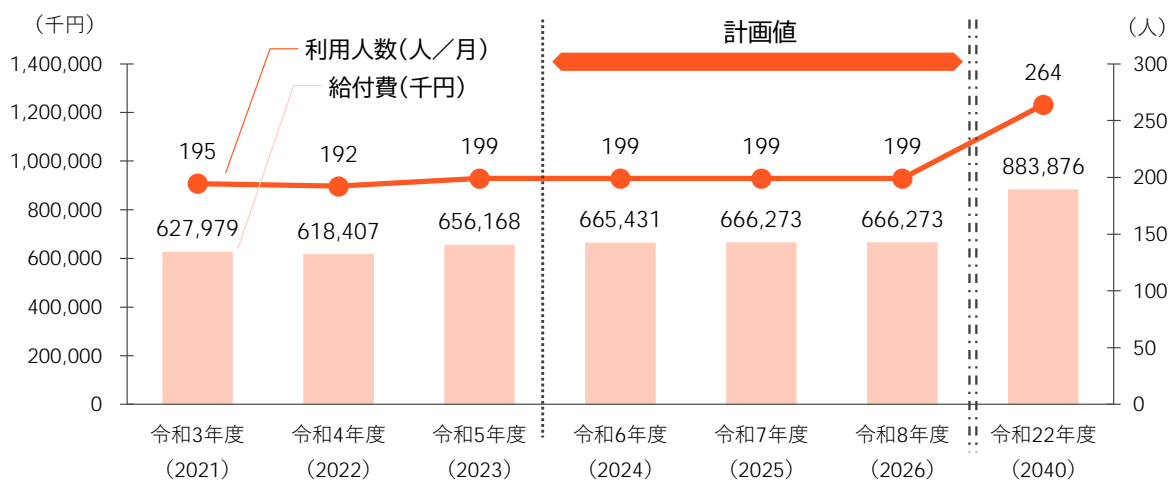
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績に基づき、第9期計画期間における必要な提供量を見込んでいます。

## ②介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスに基づく医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	627,979	618,407	656,168	665,431	666,273	666,273	883,876
利用者数(人/月)	195	192	199	199	199	199	264

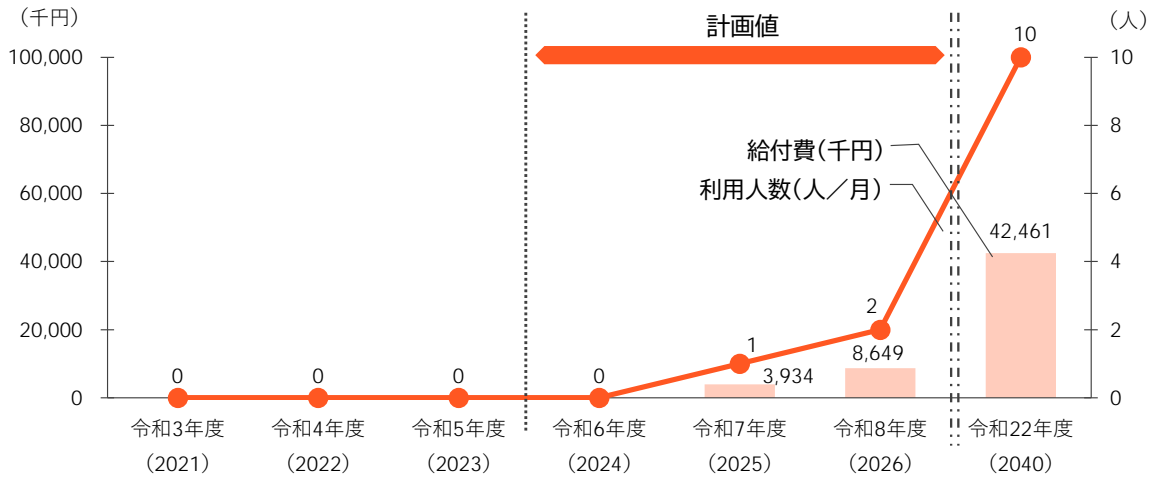
### ■サービス提供量確保のための方策

現在の開設状況に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

### ③介護医療院

介護医療院は、医療と介護の連携を推進する観点から、日常的な医学管理や看取りターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備える施設です。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	0	0	0	0	3,934	8,649	42,461
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	2	10

#### ■サービス提供量確保のための方策

介護医療院は、令和6(2024)年3月までに介護療養型医療施設が介護医療院に順次転換することとされていることから、第9期計画期間中では転換後となる令和7(2025)年度から見込むこととしています。

利用者の状態に即した医療や介護サービスなどが切れ目なく提供できるよう、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供ができる体制の確保に努めます。

#### ④介護療養型医療施設

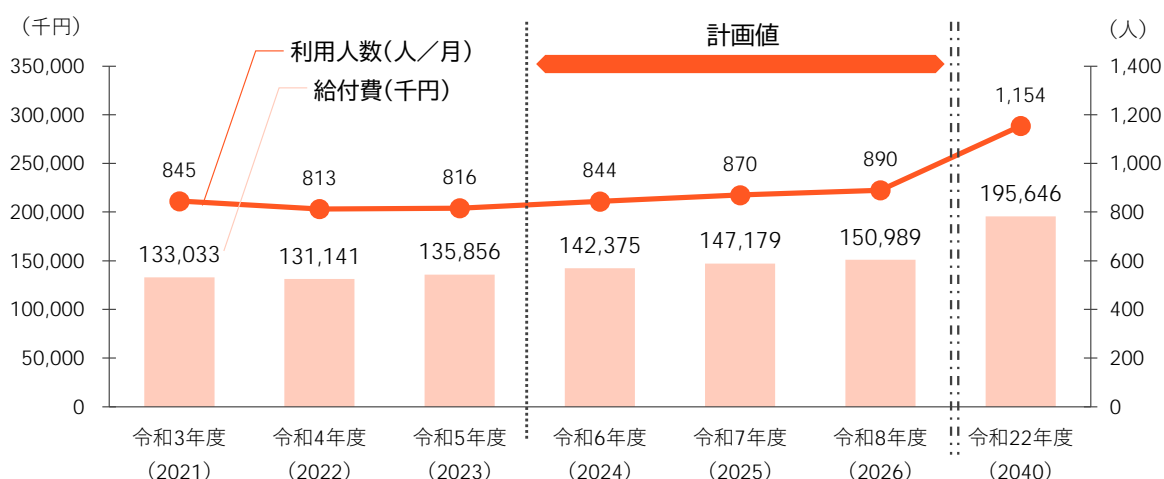
急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画に基づく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

介護療養型医療施設は、平成30(2018)年3月末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が令和6(2024)年3月までに延長され、この間に介護療養型医療施設は介護医療院に順次転換することとされています。第8期計画期間中の利用者はおらず、また、介護療養型医療施設のサービス見込量については、介護医療院へと転換される時期が未確定のため、第9期計画期間中は見込んでいません。

## 【4】居宅介護支援

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

### ■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	133,033	131,141	135,856	142,375	147,179	150,989	195,646
利用者数(人/月)	845	813	816	844	870	890	1,154

### ■ サービス提供量確保のための方策

要介護者の増加に伴い、提供量も増加するものと見込みました。

また、第8期計画に引き続き介護給付の適正化事業を推進することにより、事業者への運営指導等を行い、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象にスキルアップを図るほか、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

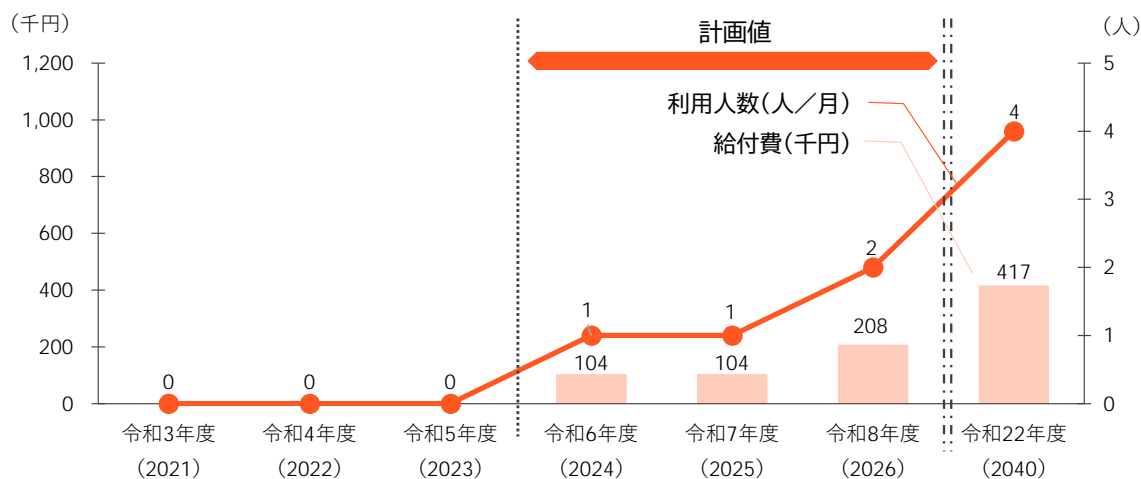
## 2. 予防給付

### 【1】介護予防サービス

#### ①介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	0	0	0	104	104	208	417
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	2	4

#### ■サービス提供量確保のための方策

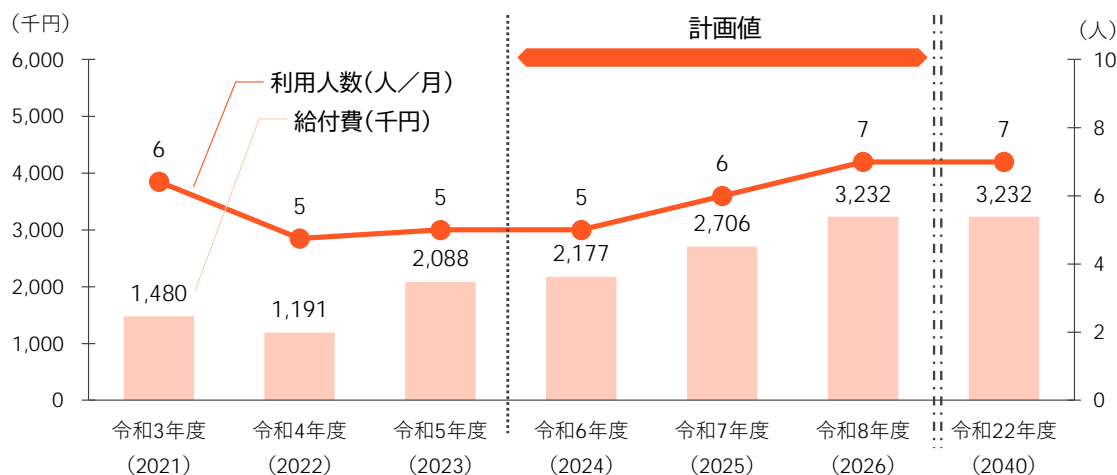
第8期計画期間中は利用されていませんが、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によるサービス利用の可能性を考慮し、過去の実績を参考に提供量を確保しました。



## ②介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	1,480	1,191	2,088	2,177	2,706	3,232	3,232
利用者数(人/月)	6	5	5	5	6	7	7

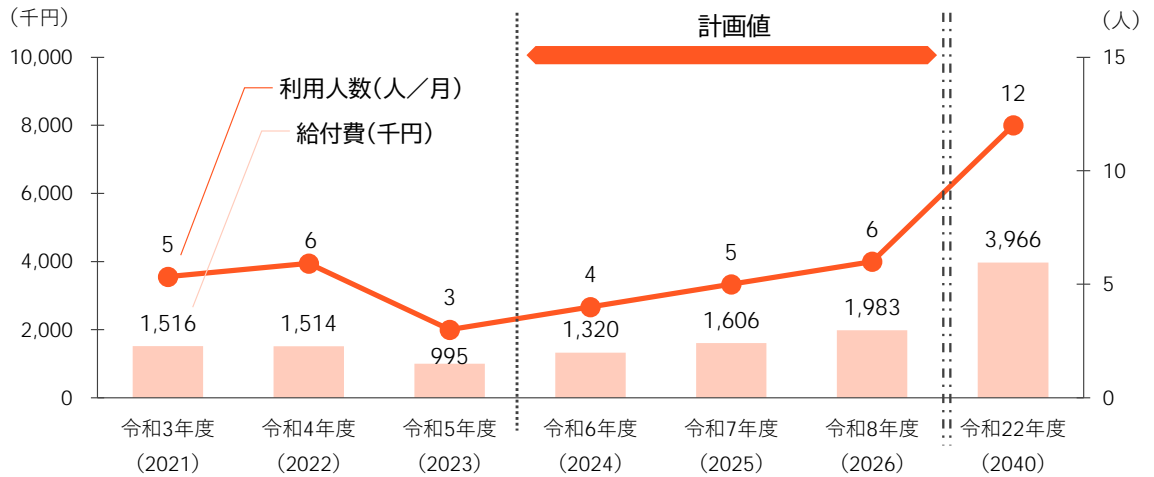
### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、提供量確保の方策を検討していきます。

### ③介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	1,516	1,514	995	1,320	1,606	1,983	3,966
利用者数(人/月)	5	6	3	4	5	6	12

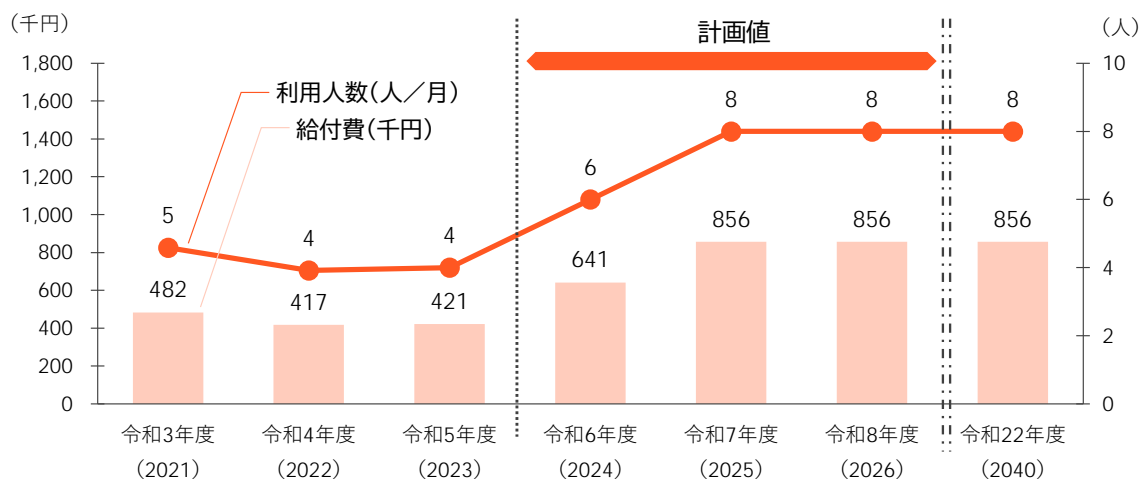
#### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

#### ④介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を受けることによって、介護予防を図ります。

##### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	482	417	421	641	856	856	856
利用者数(人/月)	5	4	4	6	8	8	8

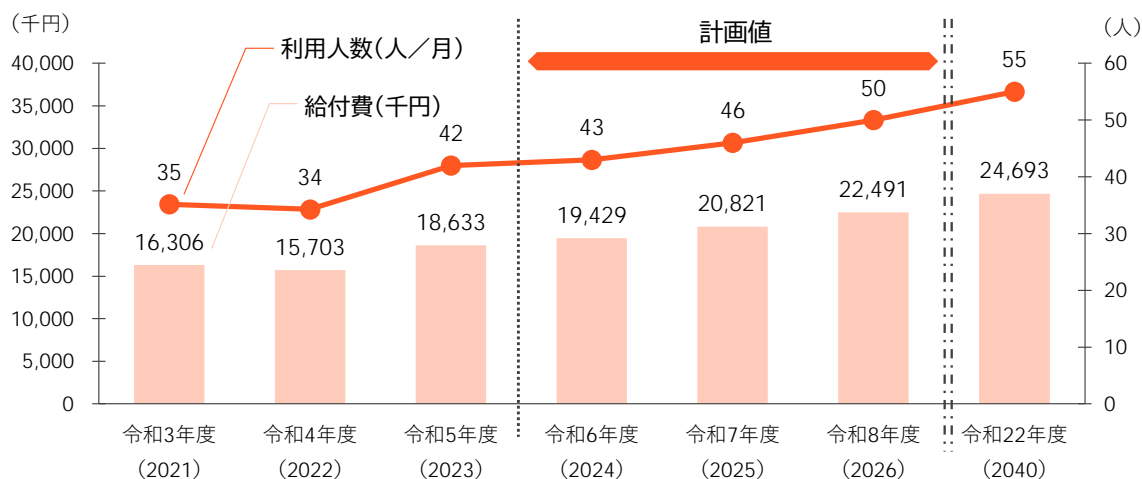
##### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	16,306	15,703	18,633	19,429	20,821	22,491	24,693
利用者数 (人/月)	35	34	42	43	46	50	55

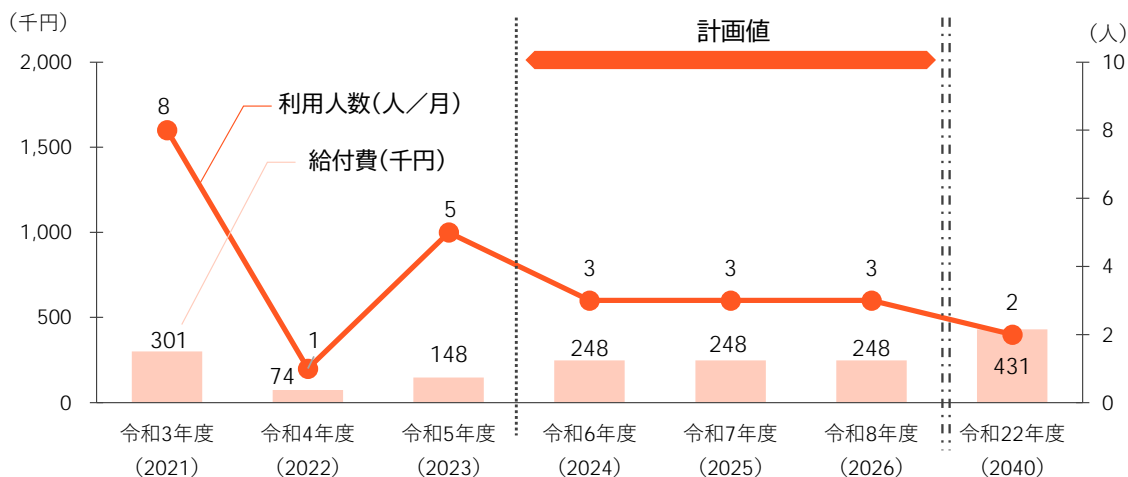
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が増加で推移するものと見込みました。

### ⑥介護予防短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能回復訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	301	74	148	248	248	248	431
利用者数 (人/月)	8	1	5	3	3	3	2

#### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が増加で推移するものと見込みました。

### ⑦介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

要支援者が介護老人保健施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第8期計画期間の最終年度(令和5(2023)年度)における必要利用定員総数についても、利用者なしと見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

### ⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)

要支援者が介護療養型医療施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

第8期計画期間中の実績において、令和5(2023)年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に介護医療院に転換されることから、提供量は見込んでいません。

### ⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

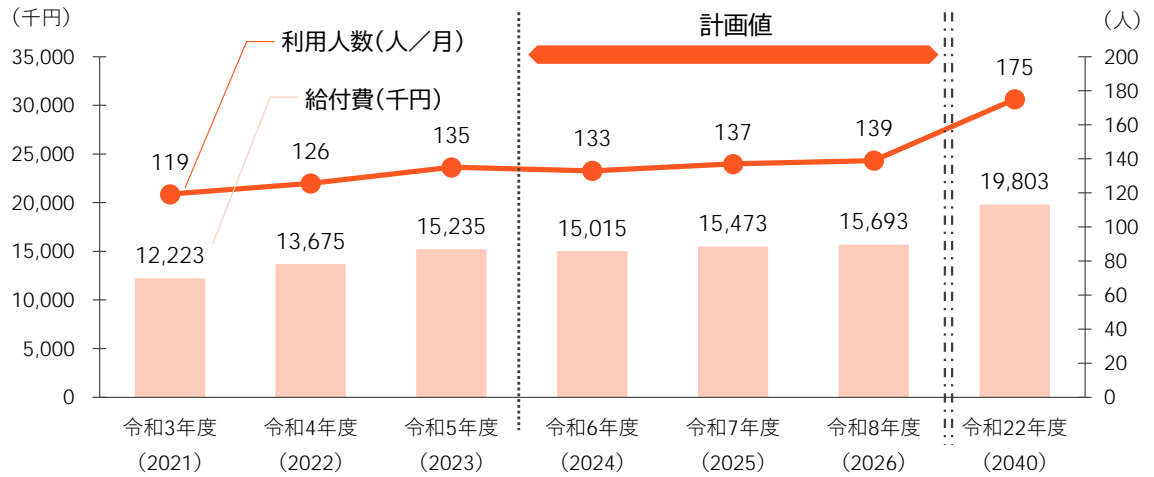
要支援者が介護医療院に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑩介護予防福祉用具貸与

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	12,223	13,675	15,235	15,015	15,473	15,693	19,803
利用者数(人/月)	119	126	135	133	137	139	175

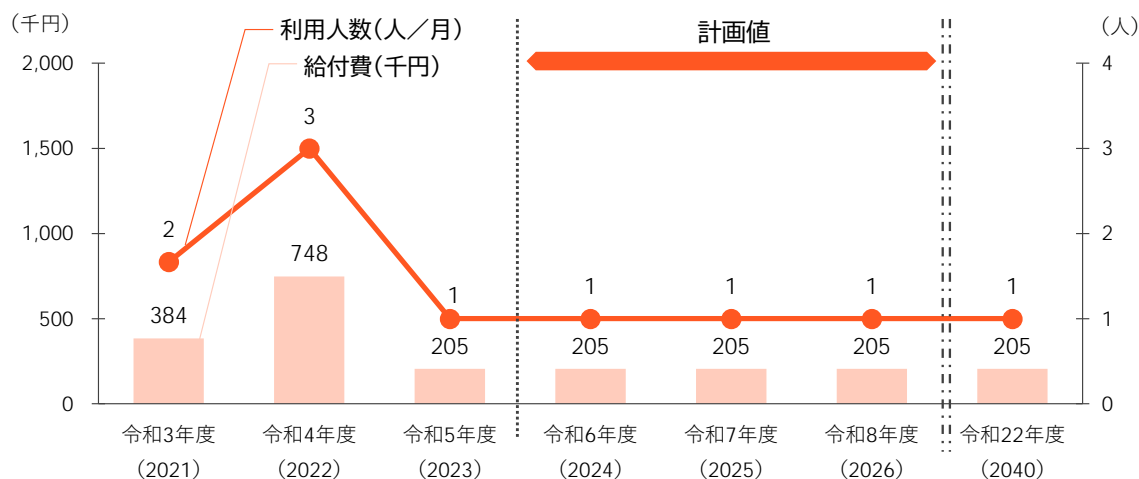
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績は伸びており、また、今後も利用が増えると思込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

⑪特定介護予防福祉用具購入費

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	384	748	205	205	205	205	205
利用者数(人/月)	2	3	1	1	1	1	1

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

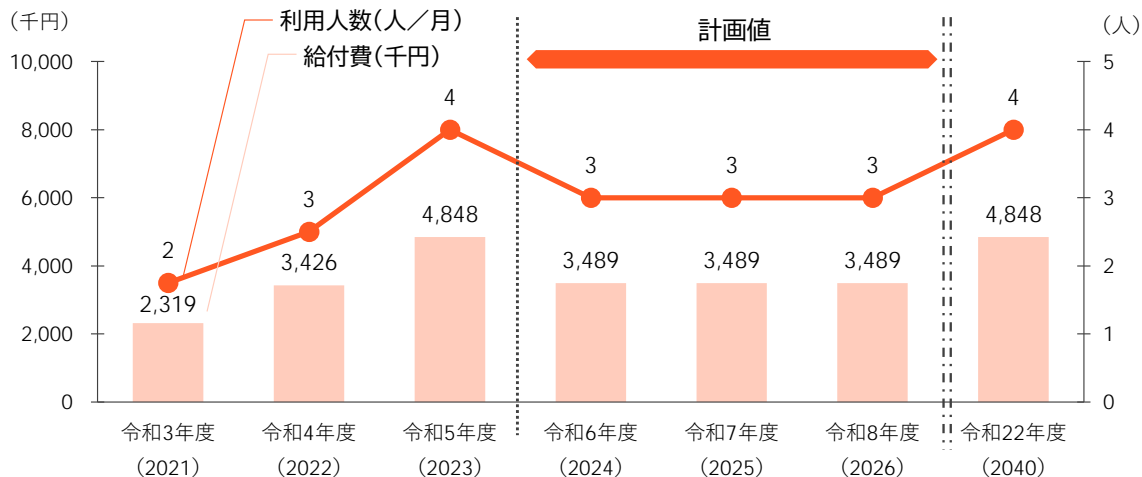
令和4(2022)年度以前の利用状況の実績を参考に提供量を確保しました。



⑫介護予防住宅改修費

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	2,319	3,426	4,848	3,489	3,489	3,489	4,848
利用者数 (人/月)	2	3	4	3	3	3	4

■サービス提供量確保のための方策

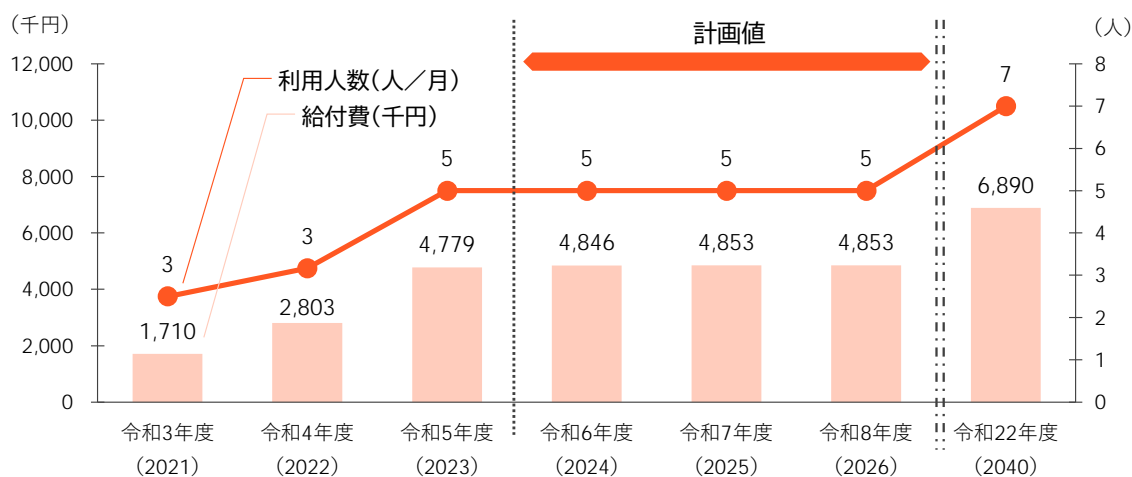
第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

⑬介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	1,710	2,803	4,779	4,846	4,853	4,853	6,890
利用者数 (人/月)	3	3	5	5	5	5	7

■サービス提供量確保のための方策

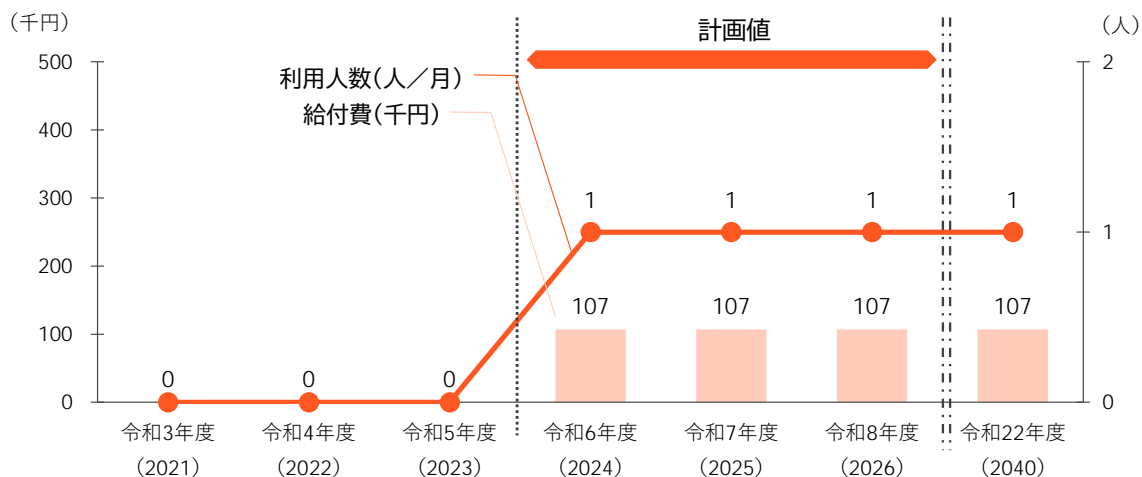
サービスの性質上、月により利用者数の変動のあるサービスですが、今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

【2】地域密着型介護予防サービス

①介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方に、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	0	0	0	107	107	107	107
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	1

■サービス提供量確保のための方策

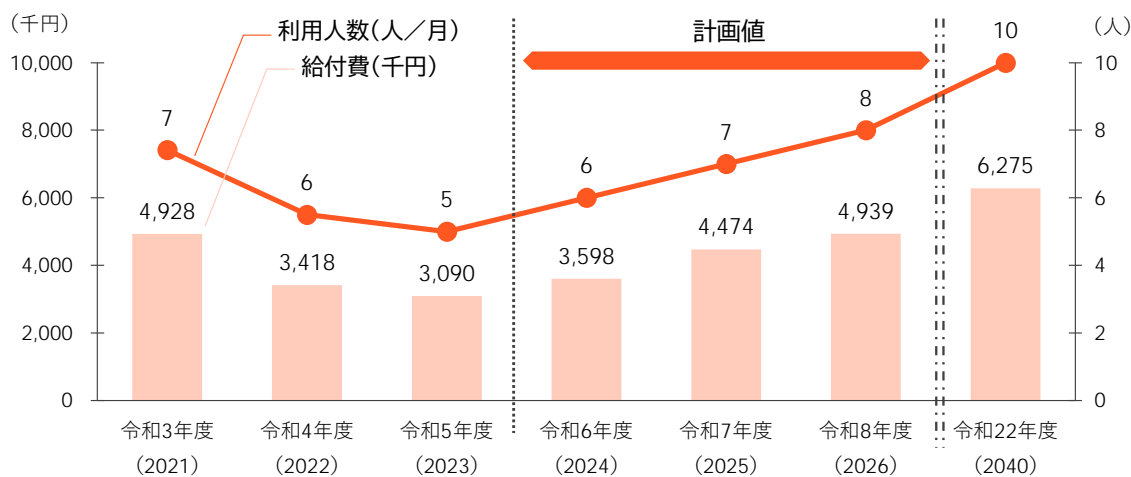
認知症施策の充実を図る観点から提供量を見込み、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら対応を検討します。

なお、事業者には、認知症ケアの質の向上について、県等が実施する認知症研修への参加を勧めます。

②介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、運動器の機能向上等の機能回復訓練を行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	4,928	3,418	3,090	3,598	4,474	4,939	6,275
利用者数(人/月)	7	6	5	6	7	8	10

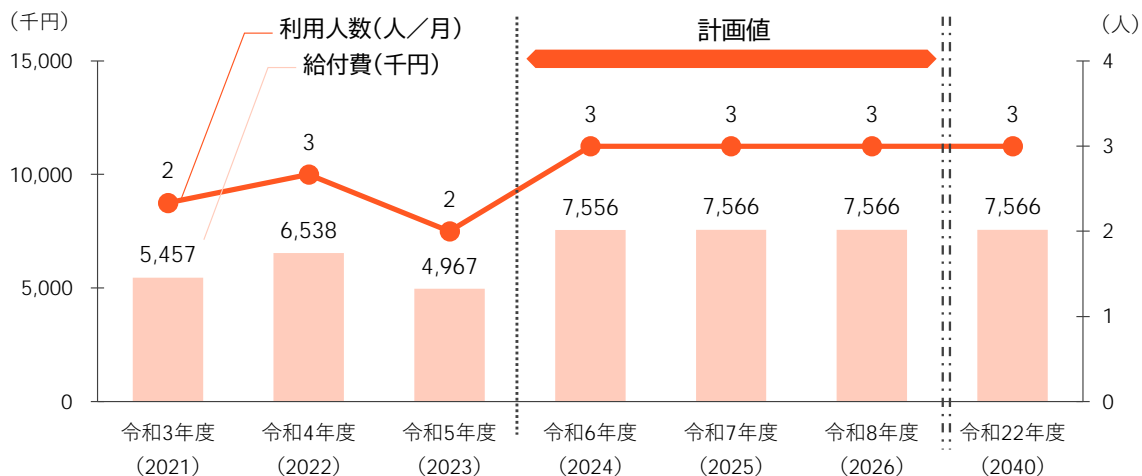
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

### ③介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能回復訓練が受けられます。

#### ■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	5,457	6,538	4,967	7,556	7,566	7,566	7,566
利用者数 (人/月)	2	3	2	3	3	3	3

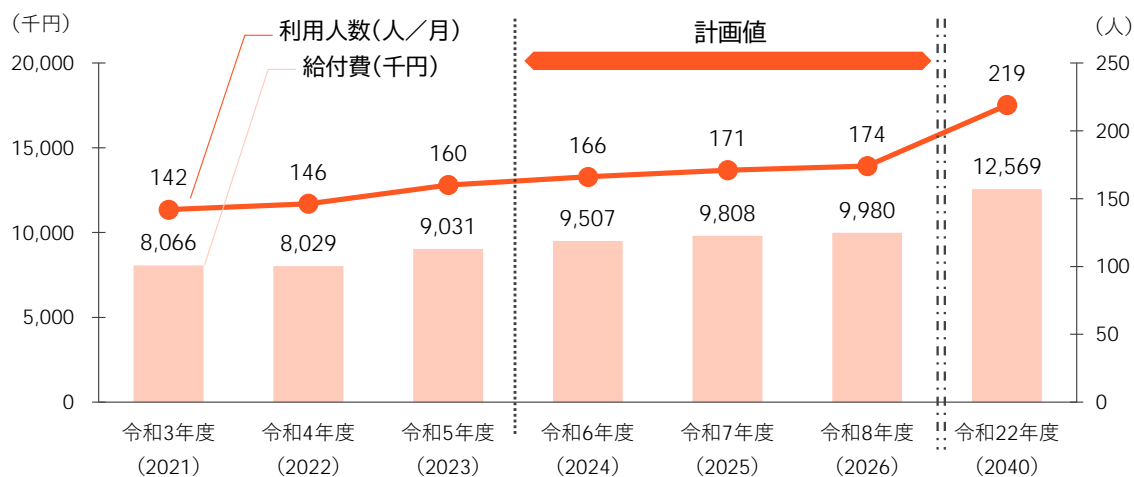
#### ■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と将来の整備計画を踏まえて、地域での生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

### 【3】介護予防支援

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

#### ■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	8,066	8,029	9,031	9,507	9,808	9,980	12,569
利用者数(人/月)	142	146	160	166	171	174	219

#### ■ サービス提供量確保のための方策

要支援者の増加の伸びに合わせて、提供量も推移すると見込みました。

なお、要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

### 3. 市町村特別給付

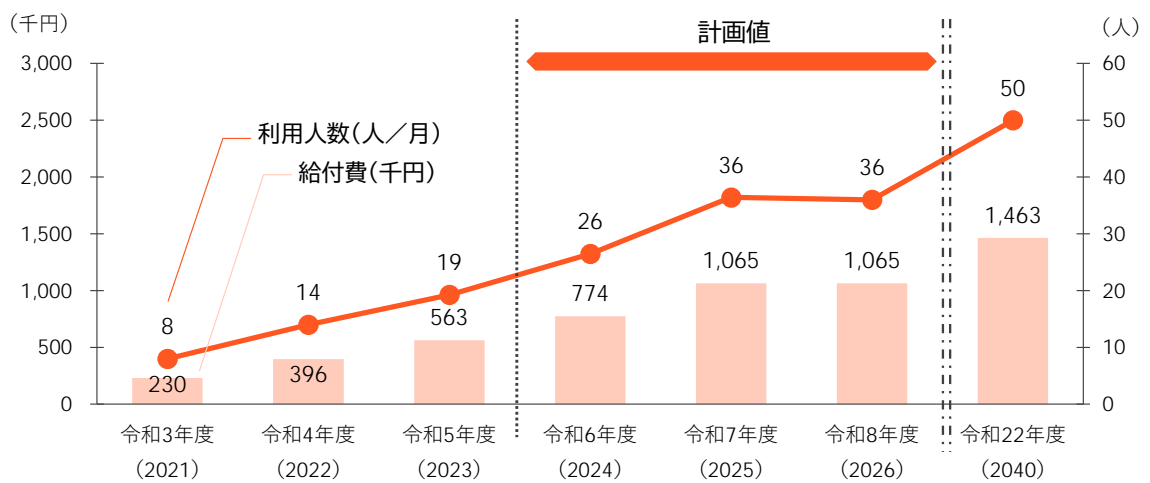
市町村特別給付は、要介護者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、紙おむつ等支給サービスを独自サービスとして実施します。

#### 【1】紙おむつ等支給サービス

在宅で生活する寝たきりや認知症高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

##### ■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	230	396	563	774	1,065	1,065	1,463
利用者数(人/月)	8	14	19	26	36	36	50

##### ■ サービス提供量確保のための方策

在宅での介護を必要とする高齢者に対する施策を充実させる観点から提供量を見込み、寝たきりや認知症高齢者の人数や実態を調査・把握しながら事業を進めます。

## (ア) 給付費等の見込み

## 1. 総給付費の見込み

## ■ 介護給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
<b>(1) 居住サービス</b>				
訪問介護	97,476	101,941	107,028	128,616
訪問入浴介護	16,608	17,828	19,324	26,477
訪問看護	29,412	31,229	31,961	41,873
訪問リハビリテーション	8,320	9,599	11,197	11,986
居宅療養管理指導	9,426	10,305	10,866	12,406
通所介護	245,024	257,658	268,124	331,967
通所リハビリテーション	252,390	269,103	284,004	335,322
短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)	211,724	221,723	233,214	287,149
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	42,473	50,130	51,724	86,647
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	89,684	92,863	95,495	124,014
特定福祉用具購入費	4,511	5,821	6,112	9,022
住宅改修費	6,501	6,501	6,501	7,467
特定施設入居者生活介護	37,329	46,453	58,067	66,285
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	51,178	59,152	68,505	84,093
認知症対応型通所介護	27,230	32,478	37,692	48,717
小規模多機能型居宅介護	89,842	102,059	109,900	125,251
認知症対応型共同生活介護	348,899	372,404	389,506	467,647
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	88,381	91,232	100,905	110,578
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	1,046,210	1,047,534	1,047,534	1,282,025
介護老人保健施設	665,431	666,273	666,273	883,876
介護医療院	0	3,934	8,649	42,461
介護療養型医療施設				
<b>(4) 居宅介護支援</b>	142,375	147,179	150,989	195,646
<b>合計</b>	<b>3,510,424</b>	<b>3,643,399</b>	<b>3,763,570</b>	<b>4,709,525</b>

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。



■ 予防給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
<b>(1) 介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	104	104	208	417
介護予防訪問看護	2,177	2,706	3,232	3,232
介護予防訪問リハビリテーション	1,320	1,606	1,983	3,966
介護予防居宅療養管理指導	641	856	856	856
介護予防通所リハビリテーション	19,429	20,821	22,491	24,693
介護予防短期入所生活介護(特養)	248	248	248	431
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	15,015	15,473	15,693	19,803
特定介護予防福祉用具購入費	205	205	205	205
介護予防住宅改修費	3,489	3,489	3,489	4,848
介護予防特定施設入居者生活介護	4,846	4,853	4,853	6,890
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	107	107	107	107
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,598	4,474	4,939	6,275
介護予防認知症対応型共同生活介護	7,556	7,566	7,566	7,566
<b>(3) 介護予防支援</b>	9,507	9,808	9,980	12,569
<b>合計</b>	68,242	72,316	75,850	91,858

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

■ 総給付費 (介護給付費＋予防給付費)

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総給付費	3,578,666	3,715,715	3,839,420	4,801,383
伸び率	-	3.83%	3.33%	-

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## 2. 介護保険標準給付費見込額

## ■ 介護保険標準給付費見込額

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	3,578,666	3,715,715	3,839,420	11,133,801
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	195,037	199,599	202,964	597,600
特定入所者介護サービス費等給付額	192,322	196,572	199,886	588,780
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	2,715	3,027	3,078	8,820
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	84,551	86,543	88,002	259,096
高額介護サービス費等給付額	83,211	85,049	86,483	254,743
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,340	1,494	1,519	4,352
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,692	11,951	12,152	35,795
算定対象審査支払手数料	2,602	2,660	2,704	7,966
標準給付費見込額	3,872,548	4,016,467	4,145,243	12,034,258

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## 3. 地域支援事業費見込額

## ■地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b>	83,891	86,518	89,297	259,607
介護予防・生活支援サービス	26,931	27,744	28,571	83,247
訪問介護相当サービス	664	684	704	2,052
	56人	57人	58人	171人
訪問型サービスC	243	243	243	729
	3人	3人	3人	9人
通所介護相当サービス	2,422	2,494	2,569	7,485
	124人	127人	130人	381人
通所型サービスA	897	924	951	2,771
	97人	99人	101人	297人
通所型サービスC	3,828	3,950	4,070	11,848
	5人	5人	5人	15人
介護予防ケアマネジメント	18,878	19,450	20,034	58,362
一般介護予防事業	3,559	3,629	3,737	10,925
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	1,183	1,183	1,219	3,585
地域介護予防活動支援事業	2,326	2,396	2,468	7,190
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	50	50	50	150
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	53,301	55,145	56,989	165,435
<b>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</b>	145,824	154,646	163,493	463,963
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	118,432	126,432	134,432	379,296
任意事業	27,392	28,214	29,061	84,667
<b>包括的支援事業(社会保障充実分)</b>	37,314	38,430	39,583	115,327
在宅医療・介護連携推進事業	2,473	2,548	2,625	7,646
生活支援体制整備事業	15,059	15,511	15,980	46,550
認知症初期集中支援推進事業	6,671	6,872	7,079	20,622
認知症地域支援・ケア向上事業	12,931	13,319	13,719	39,969
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	180	180	180	540
<b>合計</b>	<b>266,929</b>	<b>279,594</b>	<b>292,373</b>	<b>838,897</b>

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## (イ) 基準月額介護保険料の算出

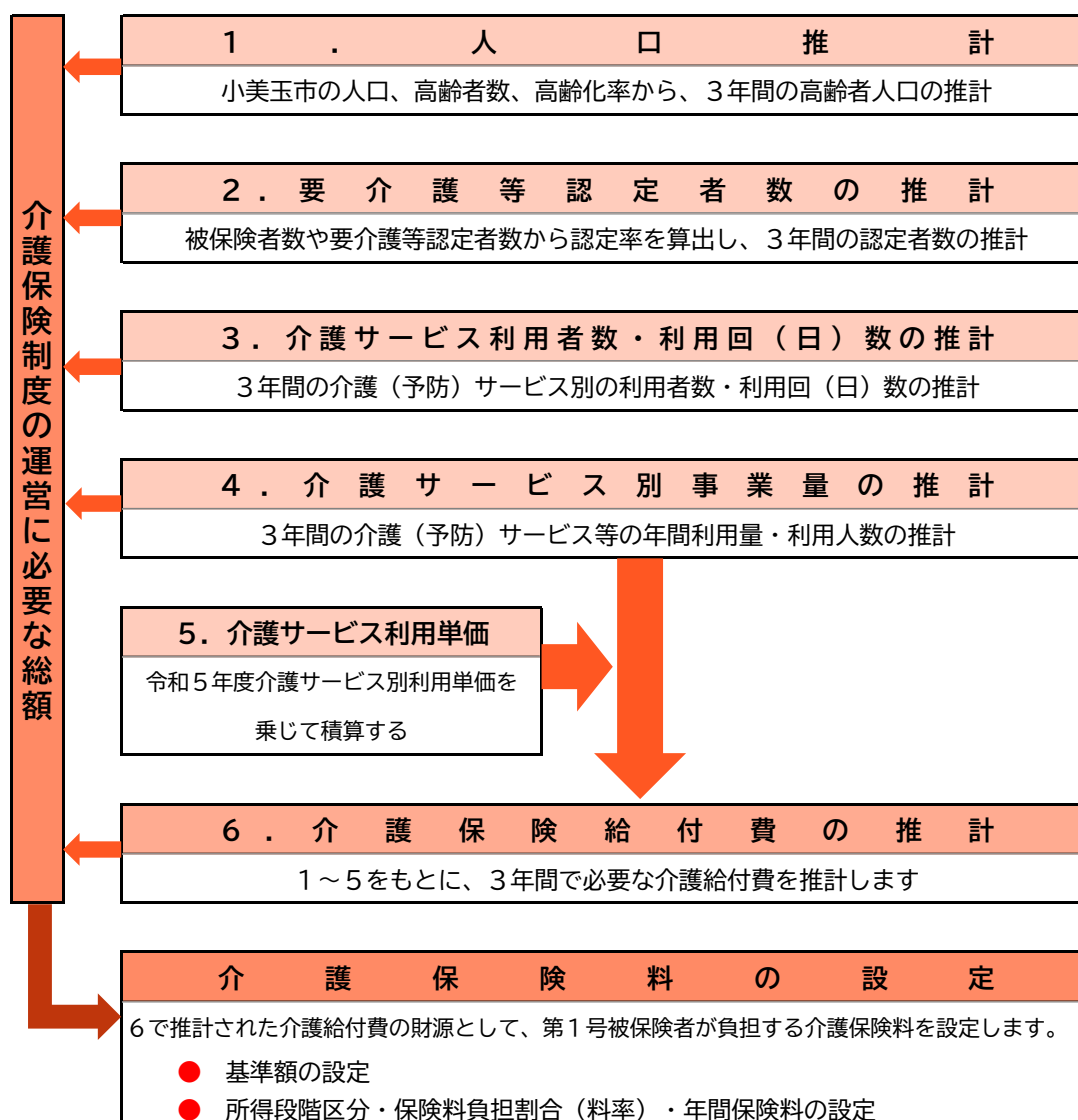
### 1. 第9期計画期間の保険料の設定

#### 【1】介護保険料設定の流れ

介護保険料は、3年ごとの介護保険計画の策定の都度、見直しを行います。3年間で必要な介護サービス費等は、現在(直近3か年)の推移から算出した要介護認定者数や介護サービス利用率の動向をもとに、その傾向が今後も続くという前提で認定者数や介護サービス等を推計する「自然体推計」方法を用いて算出します。その費用を第1号被保険者の所得等の段階に応じて、どれだけご負担いただくかを定めることにより、介護保険料を設定します。

第9期介護保険料は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの介護サービス費の推計をもとに、第1号被保険者が負担しなければならない費用(給付費等の23%相当)を算出します。

#### ■介護保険料算定の流れ



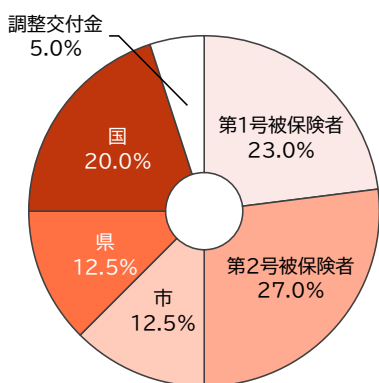
【2】第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の負担割合介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の人が納める保険料(50%)と、国・都道府県・市町村の公費(50%)でまかなわれています。

第9期計画においては、介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となります。

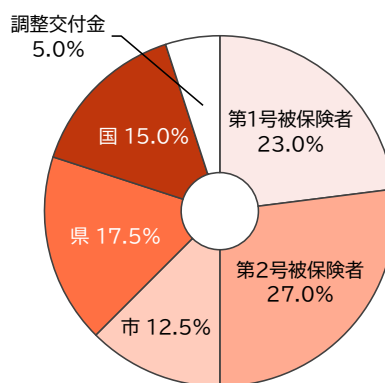
介護保険標準給付費

(居宅給付費)



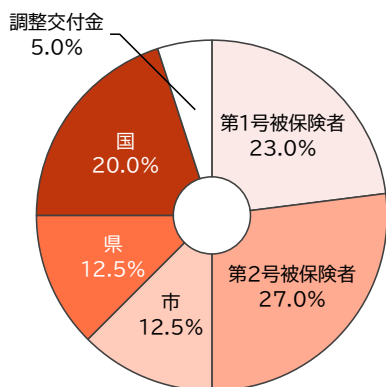
介護保険標準給付費

(施設等給付費)



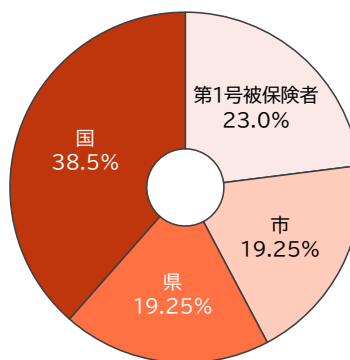
地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業)



### 【3】所得段階別負担割合の設定

国では、保険給付の増加が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定(標準13段階)が示されています。

本市の第9期計画においても、これまでの10段階から、国が示す標準13段階へ細分化し、低所得の方への配慮を強化します。

#### ■ 第9期計画の所得段階（標準13段階）

所得段階	対象者	費用負担割合
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.455 (0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685 (0.485)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 × 0.69 (0.685)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.90
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40

※第1段階から第3段階における（ ）内の数値は、令和6年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。

※「合計所得金額」は、「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

【4】公費による保険料の負担軽減

第8期計画から引き続き、保険料所得段階(146ページ参照)による第1段階から第3段階については、国・都道府県・市町村が公費で負担することにより、保険料の負担軽減を行います。

【5】第9期計画における第1号被保険者の推計

令和5年4月1日の所得段階を参考に、新たな所得段階被保険者数を推計した結果は次のとおりです。

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	割合
第1段階被保険者数	2,402人	2,413人	2,416人	15.9%
第2段階被保険者数	1,158人	1,164人	1,165人	7.7%
第3段階被保険者数	937人	941人	942人	6.2%
第4段階被保険者数	2,037人	2,047人	2,049人	13.5%
第5段階被保険者数	2,381人	2,392人	2,395人	15.8%
第6段階被保険者数	2,214人	2,225人	2,228人	14.7%
第7段階被保険者数	2,229人	2,239人	2,242人	14.8%
第8段階被保険者数	993人	997人	998人	6.6%
第9段階被保険者数	356人	358人	358人	2.4%
第10段階被保険者数	123人	123人	124人	0.8%
第11段階被保険者数	66人	66人	66人	0.4%
第12段階被保険者数	45人	45人	45人	0.3%
第13段階被保険者数	146人	147人	147人	1.0%
合計	15,087人	15,157人	15,175人	100.0%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## 【6】第9期計画における第1号被保険者保険料額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の第9期計画期間における、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の合計は約128億円となります。これに、市町村特別給付費を加味し、保険料収納率の見込み、所得段階別加入割合を踏まえて算定した第1号被保険者の保険料基準額(第5段階の被保険者の保険料額)は5,350円(月額)となります。

また、介護給付費準備基金の取崩により、保険料の軽減を図っています。

		3年間合計
A	標準給付費見込額	12,034,258,098 円
B	地域支援事業費見込額	838,896,637 円
C	合計	12,873,154,735 円
D	第1号被保険者負担分相当額(23%)	2,960,825,589 円
E	調整交付金相当額	614,693,237 円
F	調整交付金見込交付割合	2.69%
G	後期高齢者加入割合補正係数	1.0966
H	所得段階別加入割合補正係数	1.0034
I	調整交付金見込額	331,232,000 円
J	財政安定化基金搬出金見込額(0%)	—
K	財政安定化基金償還金	—
L	準備基金の残高	692,524,896 円
M	準備基金取崩額	317,000,000 円
N	市町村特別給付費	745,781 円
O	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	30,000,000 円
P	保険料収納必要額 $D+(E-I)+J-M+N-O$	2,898,032,607 円
Q	予定保険料収納率	98.50%
R	3年間の第1号被保険者数合計	45,419 人
S	所得段階別加入割合 補正後被保険者数	45,825 人
T	保険料基準額(月額 第5段階)	5,350円
U	保険料基準額(年額 第5段階)	64,200円



## 【7】所得段階別保険料の月額(年額)

介護保険給付費の約23%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第5段階が第1号被保険者の保険料基準額(1.00倍)となります。

所得段階	対象者	費用負担割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (0.285)	2,430円 (1,520円)	29,200円 (18,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.685 (0.485)	3,660円 (2,590円)	43,900円 (31,100円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.69 (0.685)	3,690円 (3,660円)	44,200円 (43,900円)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	4,810円	57,700円
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 ×1.00	5,350円	64,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,420円	77,000円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	6,950円	83,400円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	8,020円	96,300円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	9,090円	109,100円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	10,160円	121,900円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	11,230円	134,800円
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	12,300円	147,600円
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	12,840円	154,000円

※月額保険料は、10円未満を切り捨てています。(※年額は100円未満切り捨て)

※第1段階から第3段階における( )内の数値は、令和6年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

## (ウ) 所得が低い方への対応

### 1. 介護保険料負担の所得段階の設定

国が示した保険料段階の設定(標準13段階)とします。

### 2. 特定入所者介護サービス費(補足給付)の給付

介護保険4施設入所者と短期入所生活介護の利用者の食費、居住費、滞在費について、利用負担段階が第1段階から第3段階②の方は国の定める基準費用額と負担限度額の差額を負担します。

主な対象者は、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に所得要件、資産要件などを追加し、判定することとなります。

区分	主な対象者
第1段階	生活保護受給者 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人

● 次の1・2のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

- 1 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- 2 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の金額を超える場合  
第1段階：単身 1,000万円、夫婦2,000万円  
第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円  
第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円  
第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円

40歳～64歳の人については利用者負担段階区分にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円

※偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス等を受けた場合、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収できます。

● なお、住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置として、利用者負担段階が第1段階から第3段階②以外でも、高齢夫婦世帯で一方が介護保険施設に入った場合、一定の要件を満たせば施設での食費・居住費を減額することができます。

(基準費用額・負担限度額と補足給付額)

区分	食費 (月額)			居住費 (月額)				
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額		負担限度額	補足給付	
第1段階	4.4万円	0.9万円 (0.9万円)	3.5万円 (3.5万円)	ユニット型個室		6.1万円	2.5万円	3.6万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	1.5万円	3.6万円
				従来型個室	特養	3.6万円	1.0万円	2.6万円
					老健等	5.1万円	1.5万円	3.6万円
				多床室	特養	2.6万円	0.0万円	2.6万円
					老健等	1.146万円	0.0万円	1.146万円
第2段階	4.4万円	1.2万円 (1.8万円)	3.2万円 (2.6万円)	ユニット型個室		6.1万円	2.5万円	3.6万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	1.5万円	3.6万円
				従来型個室	特養	3.6万円	1.3万円	2.3万円
					老健等	5.1万円	1.5万円	3.6万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円
第3段階 ①	4.4万円	2.0万円 (3.0万円)	2.4万円 (1.4万円)	ユニット型個室		6.1万円	4.0万円	2.1万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	4.0万円	1.1万円
				従来型個室	特養	3.6万円	2.5万円	1.1万円
					老健等	5.1万円	4.0万円	1.1万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円
第3段階 ②	4.4万円	4.1万円 (4.0万円)	0.3万円 (0.4万円)	ユニット型個室		6.1万円	4.0万円	2.1万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	4.0万円	1.1万円
				従来型個室	特養	3.6万円	2.5万円	1.1万円
					老健等	5.1万円	4.0万円	1.1万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円

※短期入所サービスの食費の負担限度額・補足給付額は( )内の金額になります。

### 3. 高額介護サービス費の支給

世帯ごとに、1か月分の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に、高額介護サービス費を支給します。

利用者負担段階区分	負担の上限（月額）
課税所得690万円以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円（世帯）
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税者等	24,600円（世帯）
課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（個人）

### 4. 高額医療合算介護サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給します。

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満が いる世帯	所得区分	70～74歳が いる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

- ※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
- ・毎月7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
  - ・支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## 施策の方向4 介護人材の確保・業務の効率化

### 施策(1) 介護人材の確保

厚生労働省の、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を計算すると、令和7（2025）年度末には全国で243万人、令和22（2040）年度末には280万人が必要とされる見込となっており、令和7（2025）年度末までに約32万人の介護人材を確保する必要があります。

国は、総合的な介護人材確保対策（主な取組）として、「介護職員の処遇改善」、「多様な人材の確保・育成・定着」、「離職防止、定着促進、生産性向上」、「介護職の魅力向上」、「外国人材の受入環境整備」の5つの柱を掲げています。

本市としては、介護職の魅力向上のための取組を推進していくほか、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムを活用し、離職率、勤務時間等といった介護従事者に関する情報の公表について検討を図ります。

また、国や茨城県と連携し、介護人材の確保・資質の向上を図ります。

#### — 総合的な介護人材確保対策(主な取組) —

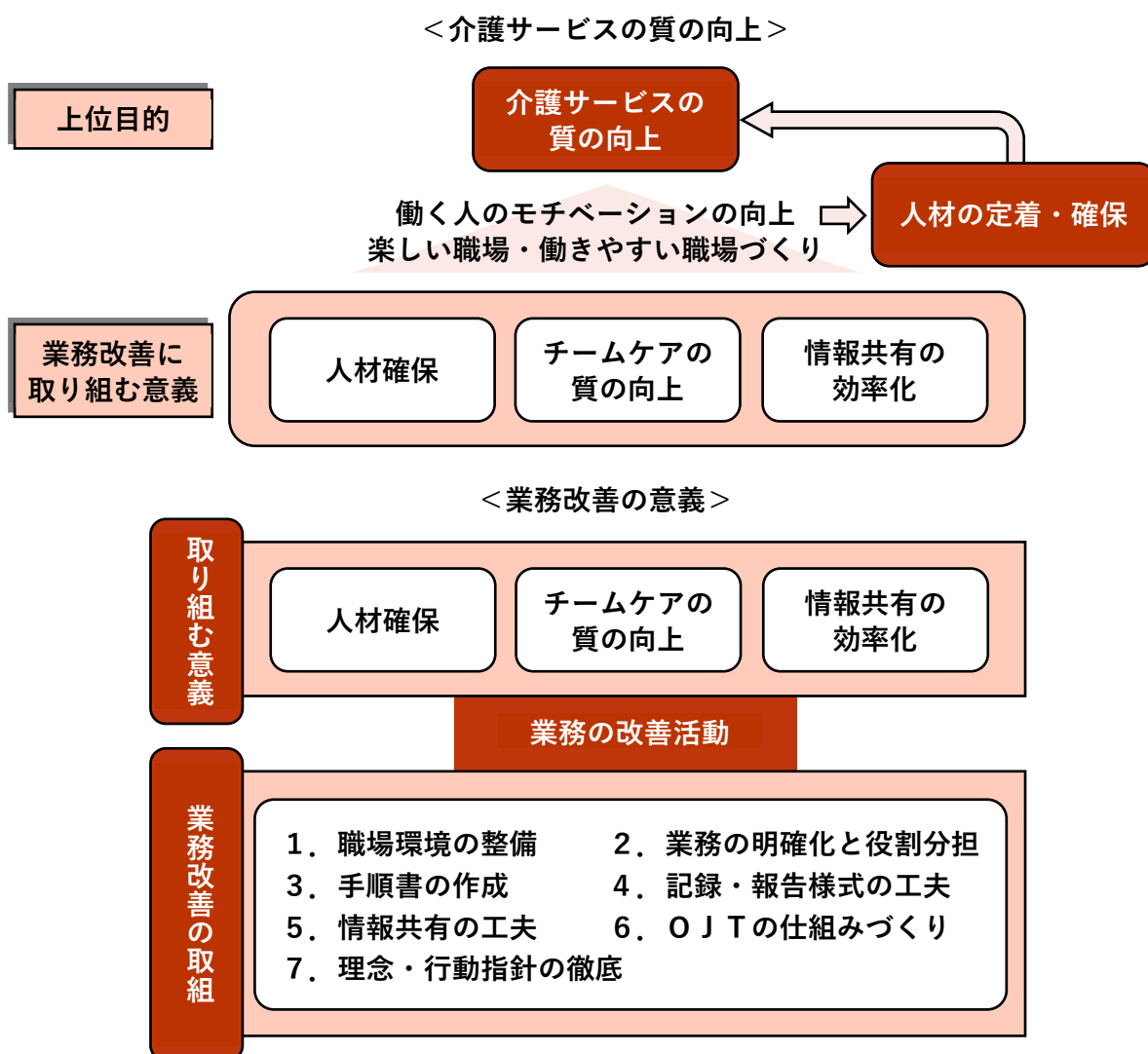
- ① 介護職員の処遇改善
  - ・介護報酬改定に伴うさらなる処遇改善の実施
- ② 多様な人材の確保・育成・定着
  - ・中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
  - ・多様な人材層、他業種からの参入促進
- ③ 離職防止、定着促進、生産性向上
  - ・生産性向上のガイドラインの普及
  - ・介護ロボット・ICT活用の促進
- ④ 介護職の魅力向上
  - ・学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
  - ・介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)
  - ・働きやすい環境づくりの支援
- ⑤ 外国人材の受入環境整備
  - ・介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士奨学金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

## 施策(2) 質の向上・業務の効率化

介護現場革新会議の基本方針では、介護の質を確保し、向上させていくことが、介護現場が直面する課題であるとしながら、こうした課題を抱えつつも、人手不足の中であっても介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、①人手不足の中でも介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材確保に関し、介護業界を挙げて取り組む必要があるとされています。

また、業務改善の取組成果としては、「質の向上」及び「量的な効率化」の2つの視点から捉え、「質の向上」では業務の改善活動を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実、「量的な効率化」では業務の質を維持・向上しつつ、ムリやムダのある作業や業務量（時間）を減らすこととしています。

本市としては、現役世代が減る中で、サービス提供事業所等が地域における介護サービスの拠点として機能し続けるため、関係機関等との連携を図りながら、質の向上及び業務の効率化に取り組むとともに、福祉関係者だけでなく雇用や教育など多様な分野との連携を図り、介護の魅力向上に努めます。



(第8期介護保険事業計画データより)

## 施策の方向5 介護給付適正化計画

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なとするサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」の深化・推進においても適正化事業を推進していくことが必要となります。

そのため、国が示した「第6期介護給付適正化計画(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)」に関する指針をもとに、茨城県が策定した「第9期いばらき高齢者プラン21」(今回より一体化)とも整合性を図り、5つの重要事業の実施を中心とした取組を継続するとともに、計画期間中において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法、実施目標を定め、適正化事業の推進を図ります。

### 1. 第8期計画における取組

第8期計画期間中では、介護給付の適正化として、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知送付の5事業を実施しました。

事業名	① 介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,777	1,605	2,250

事業名	② ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン(書類)を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員(ケアマネジャー)に面談方式で点検を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7	10	10

事業名	③ 住宅改修等の点検		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	87	102	106

事業名	④ 医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施しました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	536	540	560

事業名	⑤ 介護給付費通知送付		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求の情報に基づき、監査を実施しました。		
実績（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5,230	5,234	5,400

## 2. 第9期計画における取組

第9期計画においても、引き続き5事業について取り組んでいきます。（うち1事業は任意事業）

事業名	① 要介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,340	2,430	2,530

事業名	② ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン（書類）を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）に面談方式で点検を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10	10	10

事業名	③ 住宅改修等の点検（ケアプラン点検に統合）		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	110	115	120

事業名	④ 医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施します。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	570	580	590



事業名	⑤ 介護給付費通知送付（任意事業）		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求の情報に基づき、監査を実施します。		
実施見込み(件)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,570	5,790	6,000